

第3期
東大阪市子ども・子育て支援事業計画
素案

令和7年 月
東大阪市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の策定の体制	3
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 計画策定における基本的な視点	7
3 子どもの育ちと子育てに関する理念	9
4 本計画の基本的な考え方～すべての子どものために～	10
5 本市の目指すべき姿～施策展開に向けて～	11
第3章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	12
1 人口や世帯の状況	12
2 世帯数・世帯類型の状況	14
3 人口動態の推移	17
4 就業率・育休取得率について	19
5 保育所・幼稚園等の状況	21
6 地域子ども・子育て支援事業の提供状況	27
7 第2期計画の振り返り	37
第4章 事業計画の具体的な取組	40
1 就学前の教育・保育の提供区域の設定	40
2 就学前の教育・保育の需要量と供給体制について	43
3 地域子ども・子育て支援事業	61
4 就学前の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	78
5 その他に重点を置く施策について	81
第5章 計画の推進に向けて	89
1 推進体制の整備	89
2 計画の進捗状況の点検・評価	89
3 計画の周知	89
資料編	90
1 在宅子育て家庭の座談会の概要	90
2 留守家庭児童育成クラブへのヒアリングの概要	94
3 本計画の策定の経緯	96
4 東大阪市子ども・子育て会議条例	98
5 東大阪市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度 五十音順、敬称略）	100

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国の子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となるなど、低年齢児からの保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により、課題が一層複雑・多様化しているといえます。

こういった社会の変化のなか、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行、「こども家庭庁」が創設されました。これにより、これまで内閣府や厚生労働省に分散していた子ども・子育て支援事業や少子化対策が統合され、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指して、政策の一貫性と効果が向上しています。また、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組が推進されています。

また、令和6年6月に、「子どもの貧困対策推進法」が「子どもの貧困の解消に向けた対策推進法（子どもの貧困解消対策法）」に改正されました。同法では、子どもの貧困の解消を目指して、現在の貧困の解消だけではなく、将来の貧困を防ぐこと、親の妊娠・出産時から、子どもが大人になるまでの段階に応じて、切れ目なく支援が行われることなどの対策の強化が掲げられています。また令和6年4月に改正施行された「児童福祉法」において、市町村において「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、また地域子ども・子育て支援事業においても、地域子育て相談機関や家庭支援事業の新設、子育て短期事業や一時預かりの拡充など、訪問型支援・通所型支援・短期入所支援の種類・量・質の充実が図られ、親子関係の構築に向けた支援を行うことが盛り込まれています。

東大阪市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に『第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。また、あらゆる施策において「子どもファースト」の視点を意識し実施するとともに、次世代への投資を加速することで、若者・子育て世代に選ばれる施策を進め、本市が目指す「つくる・つながる・ひびきあう 一感動創造都市 東大阪一」の実現にむけて推進していきます。

現在、本市では子ども中心のまちづくりの拠点となる（仮称）こどもセンター・図書館複合施設の開設を計画しており、児童相談所と既存の相談窓口や子育て支援の機能が一体となって、子どもや家庭への支援を切れ目なく行う体制の構築や、計画的な職員の育成とともに、子どもの権利を尊重する新たな取組など、事業準備を着実に進めているところです。

このたび、『第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画』が令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもがすこやかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう、『第3期東大阪市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画です。「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

また、こども基本法第10条では、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案し、「市町村こども計画」の作成に努めることとされています。本市においても、「第2次東大阪市子どもの未来応援プラン」及び本計画の内容を踏まえながら、「市町村こども計画」の策定を検討する必要があります。

【子ども・子育て支援法（第六十一条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間として設定します。

(年度)								
令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)

第2期計画

第3期 東大阪市子ども・子育て支援事業計画
(本計画)

第4期計画

また、こども基本法第10条で市町村が策定に努めることとされている「市町村こども計画」については、令和6年度より検討を始めており、本計画や関連計画との整合性を図りながら、策定にむけて取り組みます。

4 計画の対象

本計画は、基本的に本市に在住する妊婦、概ね12歳未満の子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象とします。

ただし、本計画の基本理念を踏まえ、12歳以上を対象とした施策も含んでいます。

5 計画の策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

各種調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」とされていることから、部会を設置しています。

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会

幼保連携型認定こども園、保育所（園）並びに地域型保育事業の実施主体の選考・決定を行います。

②特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

保護者に保育が必要な事由（2号または3号認定）があり、かつ心身の発達支援を要する児童の保育施設入所等について検討・認定を行います。

③幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

④利用料等に関する検討部会

国の“公定価格”をもとに、保育所（園）や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討します。

(2) 庁内組織

①東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関する府内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しています。

②東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム

子ども・子育て施策に関する府内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームを設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、産婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査は国が定める子ども・子育て支援事業の需要量の設定や、本計画における施策を検討するにあたっての基礎資料としています。

①アンケート調査の概要

- 調査地域：東大阪市内全域
- 調査対象者：
　　東大阪市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
　　東大阪市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生調査）
　　東大阪市内在住の「産婦」（産婦調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より調査対象者を抽出
- 調査期間：令和6年2月15日から令和6年3月15日
　　※同年3月26日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象としています。
- 調査方法：郵送による配布・回収を行いました。（WEB回答も可能としました。）

②調査対象ごとの配布部数と回収数及び回収率の内訳

就学前児童のいる世帯に5,600件、小学生のいる世帯に3,000件、産婦のいる世帯に400件配布し、合計9,000件の調査票を配布しました。

そのうち、有効回収数は合計で3,567件、有効回収率は39.6%となっています。

調査	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	5,600 件	2,054 件	36.7%
小学生調査	3,000 件	1,307 件	43.6%
産婦調査	400 件	206 件	51.5%
合計	9,000 件	3,567 件	39.6%

(4) 在宅子育て家庭の座談会

アンケート調査では調査しきれない子育て中の保護者の生の声を聞き、子育て不安等の解消を目指して、在宅で未就学児の子育てをされている方を対象に、下記の日程で座談会を開催しました。

開催日	令和6年5月23日(木)	令和6年5月30日(木)
開催時間	10:00～11:30	10:00～11:30
開催場所	石切子育て支援センター	布施子育て支援センター
参加者数	7名	4名

(5) 子どもの意見を聴く取組

子どもの意見を聴く取組では、今回初の取組として留守家庭児童育成クラブに通われている子どもを対象に、実際に利用している子どもの声を聞くために、下記の日程でヒアリング・アンケートを実施しました。

実施日	令和6年8月13日(火)	令和6年8月15日(木)	令和6年8月16日(金)
実施場所	枚岡東留守家庭 児童育成クラブ	弥栄留守家庭 児童育成クラブ	弥刀留守家庭 児童育成クラブ
参加児童数	6名	12名	14名

(6) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、本計画に反映させるために、令和6年12月20日(金)から令和7年1月20日(月)にかけて、パブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもの権利を尊重し、
次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、
子育ての喜びが実感できるまち東大阪

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働するとともに、子どもの権利を最大限保障し、子どもの最善の利益のために子どもの意見を尊重しながら、子育ち・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

国では、令和5年4月にこども基本法が施行され、こども家庭庁が設置されました。また、令和5年12月にこども大綱が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向け、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。また同じく令和5年12月に「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が策定され、全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたる幸福、ウェルビーイング向上を図るために、子どもも大人も含め、一人一人多様な個人のウェルビーイングの集合として、社会全体のウェルビーイング向上の実現を同時に目指すことが必要とされています。

本市は、これまで第1、2期計画で掲げてきた理念を継承しながら、本計画においても子育て施策の充実に向けた事業を展開させていくことにより、社会全体で子どもや子育てを応援できるようなまちとしてのさらなる発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

また、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づき、SDGsの目標の「1貧困をなくそう」「3すべての人に健康と福祉を」「4質の高い教育をみんなに」などの達成を目指して本計画を推進していきます。

2 計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

本計画で定める子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通して、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向かい合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくことです。

本市では、次の4つの視点のもとで、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供していきます。

(1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。

また同時に、子どもたち一人一人の最善の利益が尊重・保障され、一人一人の状況に応じた支援を社会全体で重層的に取り組みます。

(2) 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、すべての子どもがすこやかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の養護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することが明記されました。障害、疾病、虐待、貧困等により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。また、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護や援助の措置を講じます。また、国籍の違いや障害の有無などさまざまな背景で区別することなく、すべての子どもたちや子育て世帯の多様性や個性が尊重され、ありのままの自分を受け容れて大切に感じることができ、誰もが自分らしく「ウェルビーイング」に生きるために、ダイバーシティ社会の実現にむけて取り組んでいきます。さらに、子どもが安全に安心して意見を述べることができ、自身の考えや思いを受け止めてもらえる機会・環境をつくることで、子どもたちが主体的に社会と関わり、自己肯定感や自己有用感を持つことができる社会を目指します。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要なことから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取組を推進することが必要です。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政等の社会全体が協働し、 それぞれの役割を果たす社会を目指します。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、本市の将来の担い手を育成する重要な未来への投資です。

また、家庭、学校、地域、職場等の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、地域課題について各々が「自分ごと」として捉え、共創・協働しながらそれぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを 持って子育てができるような社会を目指します。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況が厳しく、結婚や出産に関する希望の実現を諦める人々、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通して、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、親として成長していく過程を支援していくことが必要となります。

すべての子育て家庭が安心と喜びと誇りを持って子育てができるように、子どもと子育て家庭に寄り添った支援を提供していきます。

3 子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

(1) 子どもの育ち

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を持っています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を發揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どものすこやかな発達を保障することが必要となります。

さらに、学童期は自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育環境の充実とともに遊戯やレクリエーション活動施設の提供、地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てにかかる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援を推進する必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

子ども・子育て支援は、保護者の育児の肩代わりをするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要となると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、環境を整えることも重要であると考えます。

4 本計画の基本的な考え方～すべての子どものために～

(1) すべての子どもに良質な成育環境を保障

本市は子ども・子育て支援事業の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援をおこなうとともに、特定教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させていきます。

また、地域子ども・子育て支援事業等により、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や保護者の気持ちに寄り添った相談及び適切な情報提供、発達段階に応じた子どもとの関わり方に関する保護者の学びの支援等を行います。

(2) すべての子どもがすこやかに成長するための支援

子どもの育ちに関する理念を念頭に、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するために支援します。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どものすこやかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達がみられる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分に楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を広げていく時期です。

この時期は自我が育ち、自己主張をすることも多くなりますが、大人が積極的に受け止め、見守ることにより、自己肯定感が育まれ、自発的な活動をするようになります。こうした自発的な活動が、主体的に生きていく基盤となります。

また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身につけていきます。

【学童期】

学校教育環境の充実とともに、乳幼児期の心身の発達を基盤に、学校教育においてはインクルーシブ教育を推進し、心理的・身体的な安全を整えながら、社会的自立を目指すとともに未来社会を創造していく基礎を身につけていきます。また、遊びの場やレクリエーション活動のための施設を提供することや地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。

5 本市の目指すべき姿～施策展開に向けて～

本章において掲げてきた基本理念から基本的な考え方を通じ、本市では以下の3つを軸に子ども・子育て支援施策を展開していきます。

(1) 幼児期における質の高い教育・保育の提供

待機児童数については令和3～5年度にかけて〇人となったものの、令和6年度については待機児童が4年ぶりに発生しており、女性の社会進出の状況等を踏まえると、今後も引き続き保育ニーズへの対応が必要です。

近年は、幼稚園や保育園等における人材不足が深刻化しており、人材不足の問題を解決し、質の高い幼児教育・保育を提供するための取組が重要となっています。幼児教育の質を高めるためには、優れた人材の確保が不可欠です。人材の確保にあたっては、学生と施設をマッチングする取組を支援するなど、それぞれの人材がその能力を最大限発揮できる環境を整えることが急務です。また、新規採用の促進に加え、離職防止や再就職の支援を強化することで、幼稚園や保育園の人材確保に向けた安定した体制を築くことが求められています。

こういった施策を通じて、幼稚園や保育園等における人材不足を解消し、質の高い幼児教育・保育を持続的に提供できる体制の構築を目指します。

(2) 在宅での子育て支援の充実

社会的な潮流として、現代の子育て環境は、核家族化と地域のつながりの希薄化、男性の育児参加の不足、支援情報の不足などが大きな課題として挙げられています。本市においても、核家族化が進んでいるなど、親が孤立し、育児への不安や負担が増していることが懸念されています。特に、在宅で子育てをしている方についてはこの傾向は顕著であると考えられ、育児の孤立感を軽減する仕組みを整えることが急務となっています。

在宅での子育てについては、つどいの広場や子育て支援センター等が大きな役割を担っていることから、誰もが利活用しやすい環境を整えることが重要です。市政によりや子育てアプリ、SNS等を活用し、よりわかりやすく、より利用しやすい情報発信の方法を検討します。

育児の孤立感を解消し、家庭に子どもがいるいないにかかわらず、社会全体で子どもや子育てを応援できるようなまちづくりを目指します。

(3) こどもまんなか社会の実現（東大阪版子どもファーストの推進）

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」で目指している「こどもまんなか社会」の実現にむけて、本市においても子どもが尊重され、また尊厳が重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かせるまちづくりを目指します。

本市では、現在子どもの権利条例の制定に向けて検討を進めており、すべての子どもが権利をもつ主体であることを認識するとともに、社会全体で見守られながら健やかに成長ができるまちづくりの実現を目指します。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」により、国や地方自治体は、子どもたちの意見を施策に取り入れることが義務付けられました。特に、子どもたちの成長や発達に応じた意見表明の機会を確保し、彼らの最善の利益を優先することが基本理念とされており、市町村においては、子どもの声が市政に届きにくい現状に対し、多様な意見表明の場を設け、特に支援が必要な子どもたちには個別の対応を行うことが求められています。

本市においても、今後、子ども・子育て支援施策を展開していくにあたっては、子どもの意見を聴き、施策に反映していく仕組みを構築することで、子どもたちの意見を尊重し、より良い施策へ繋げていきます。

第3章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

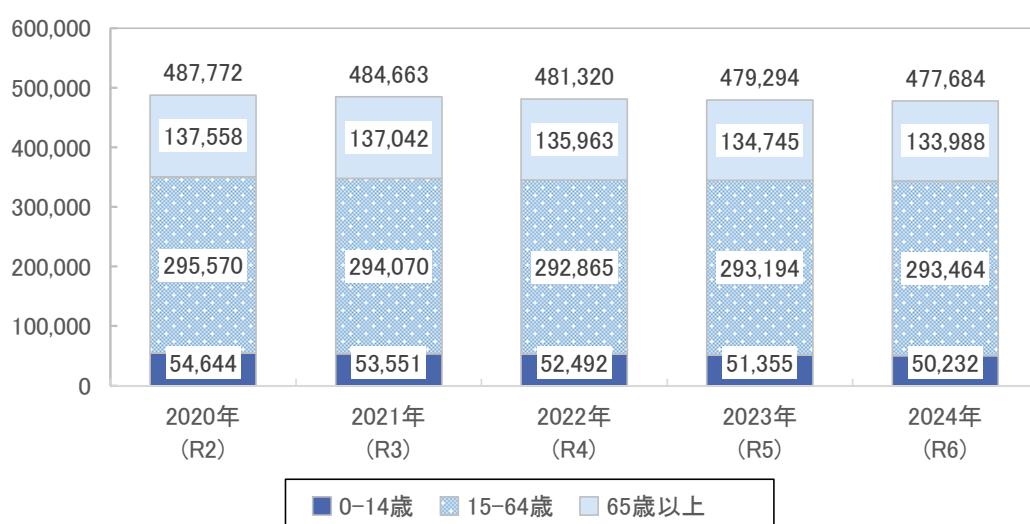
1 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

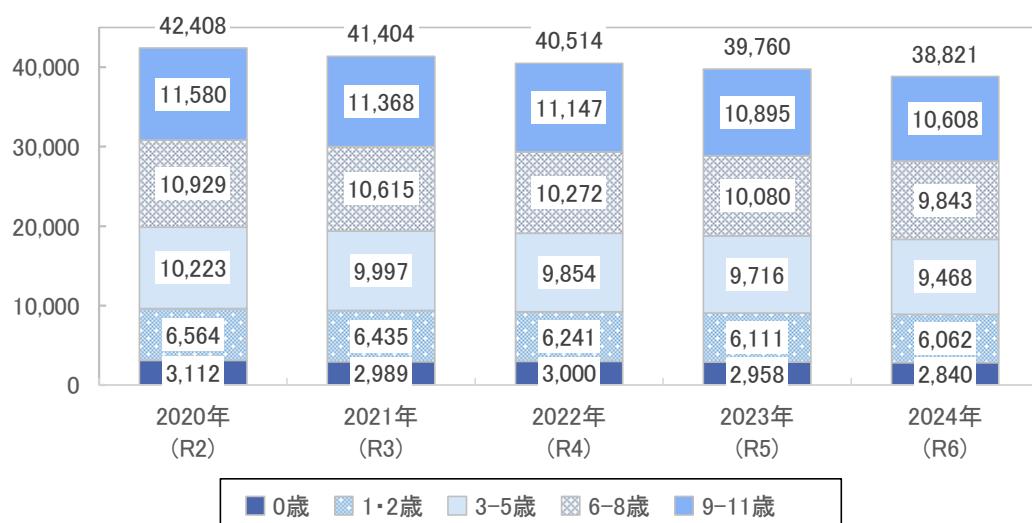
本市の総人口は令和2年（2020年）の487,772人から令和6年（2024年）にかけて減少傾向となっており、令和6年で477,684人となっています。

本計画の主な対象となる12歳未満人口は令和6年で38,821人となっています。

■総人口と年齢階級別人口の推移



■12歳未満の児童数の推移

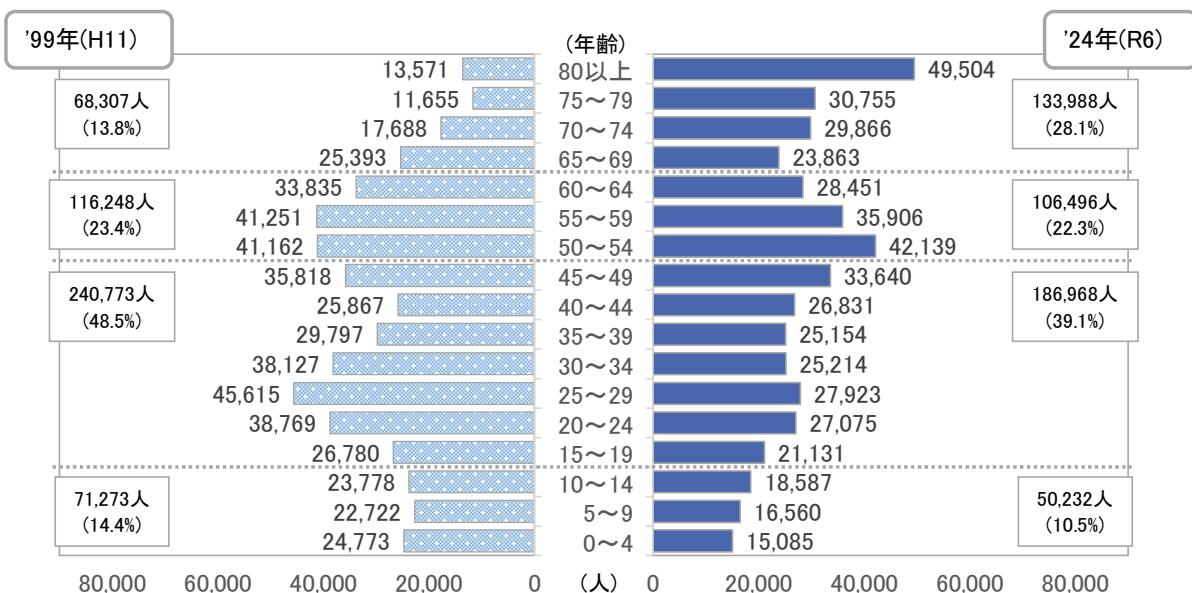


出典：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(2) 人口構成の変化

平成 11 年（1999 年）と令和 6 年（2024 年）の人口ピラミッドを比較すると、老人人口（65 歳以上）の割合が大幅に増加している一方、年少人口（15 歳未満）の割合は減少し、少子高齢化の進行が見て取れます。

■人口ピラミッド：平成 11 年（1999 年）と令和 6 年（2024 年）の比較



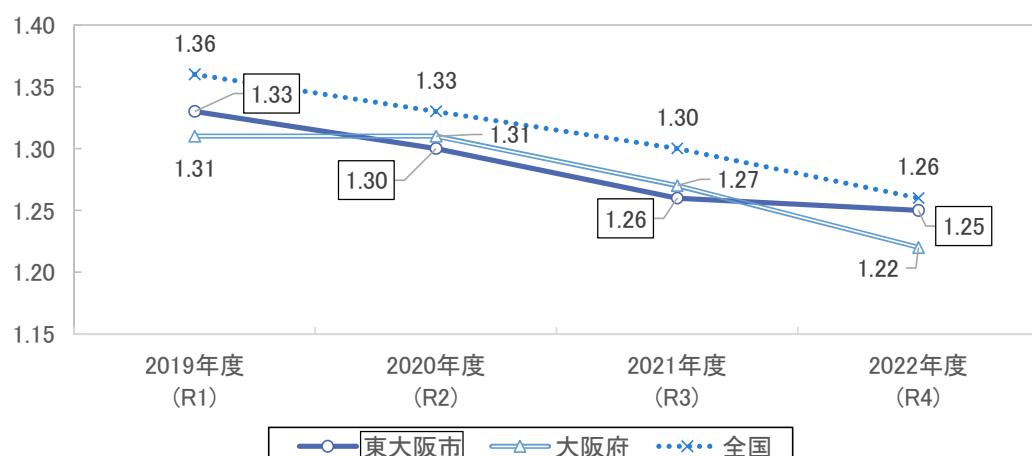
出典：

平成 11 年（1999 年）…総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
令和 6 年（2024 年）…住民基本台帳（3 月 31 日）

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、大阪府、本市ともに低下傾向にあり、令和 4 年度において本市は 1.25 となっています。

■合計特殊出生率の推移

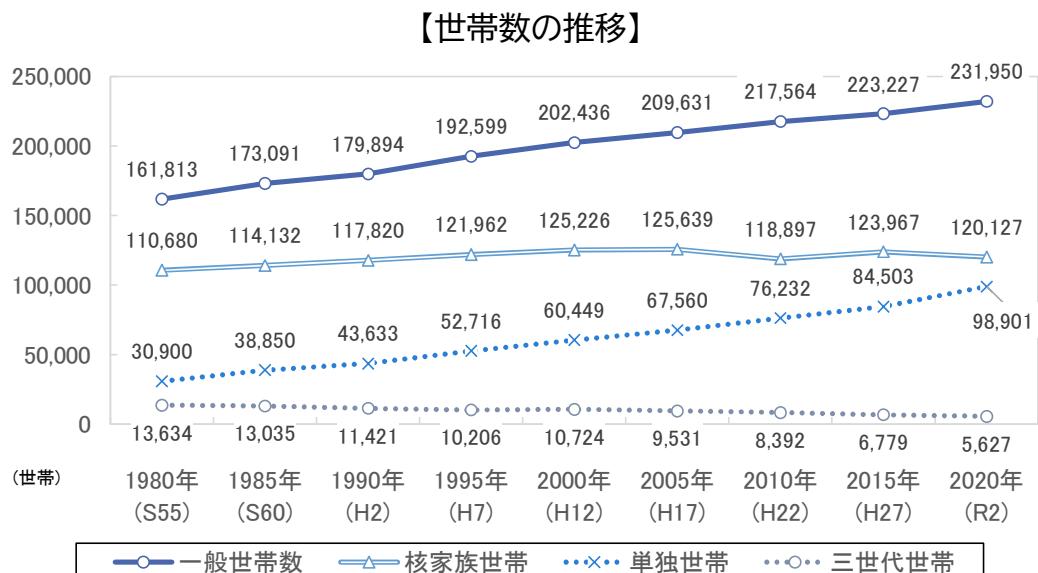


出典：人口動態統計

2 世帯数・世帯類型の状況

(1) 世帯数の推移

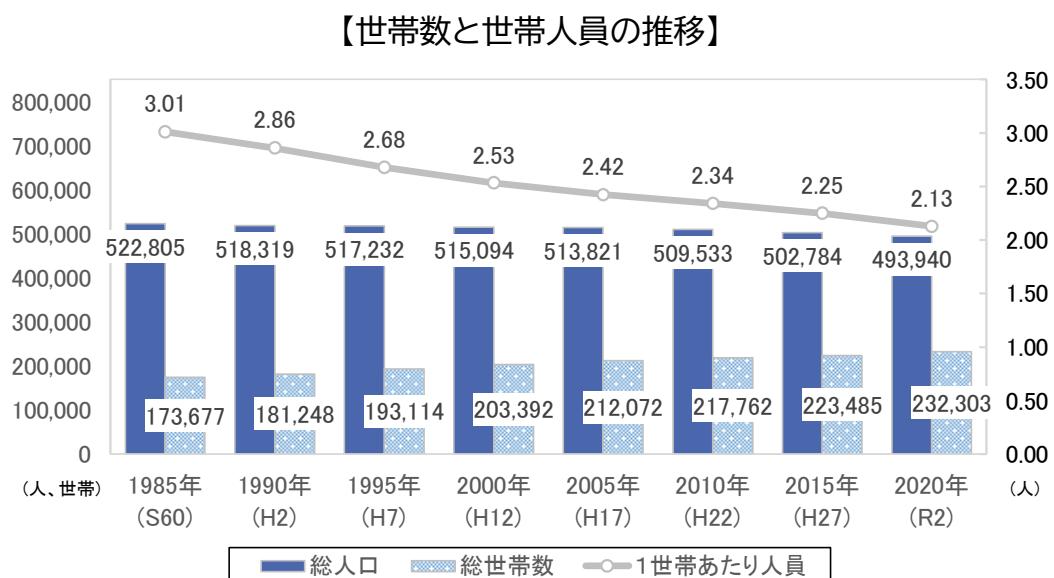
一般世帯数は増加を続けており、令和2年（2020年）では231,950世帯と平成27年（2015年）から8,723世帯増加しています。この増加の傾向は単独世帯数の増加に影響を受けているとみられ、三世代世帯は漸減、核家族世帯は平成17年（2005年）を境に減少傾向に転じています。



出典：国勢調査

(2) 世帯数と世帯人員の推移

総世帯数の増加と総人口の減少を受け、1世帯あたり世帯人員は年々減少傾向にあります。



出典：国勢調査

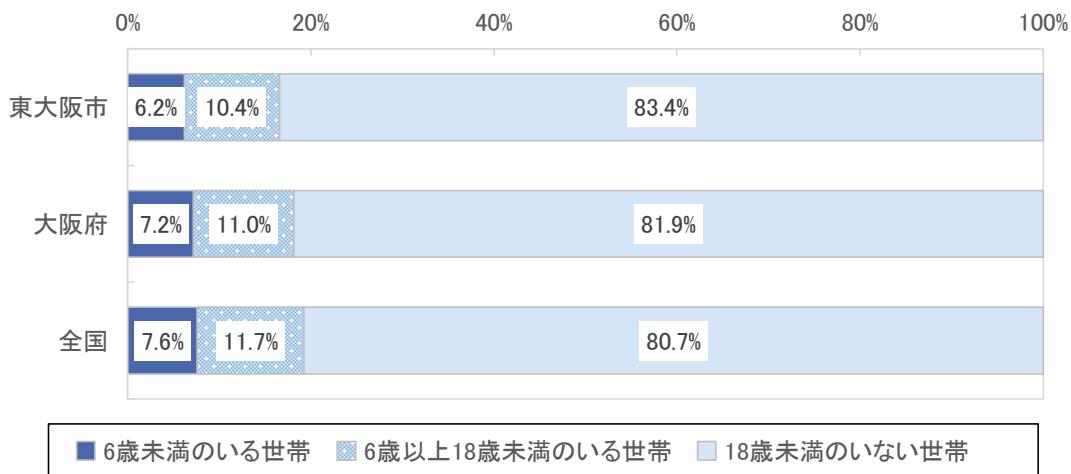
※本指標の「総世帯数」には「世帯類型：不詳」を含む。

※本指標の「1世帯当たり人員」は「総人口」を「総世帯数」で除した値。

(3) 子どものいる一般世帯

本市の一般世帯 231,950 世帯のうち、6歳未満児のいる世帯は 14,361 世帯 (6.2%)、6歳以上、18歳未満の児童のいる世帯は 24,112 世帯 (10.4%) で、全国平均や府平均より子どものいる世帯の比率は低くなっています。また、6歳未満児のいる世帯のうち、母子世帯は 391 世帯、父子世帯は 10 世帯と構成比が全国平均や府平均より低くなっています。

【子どものいる一般世帯】



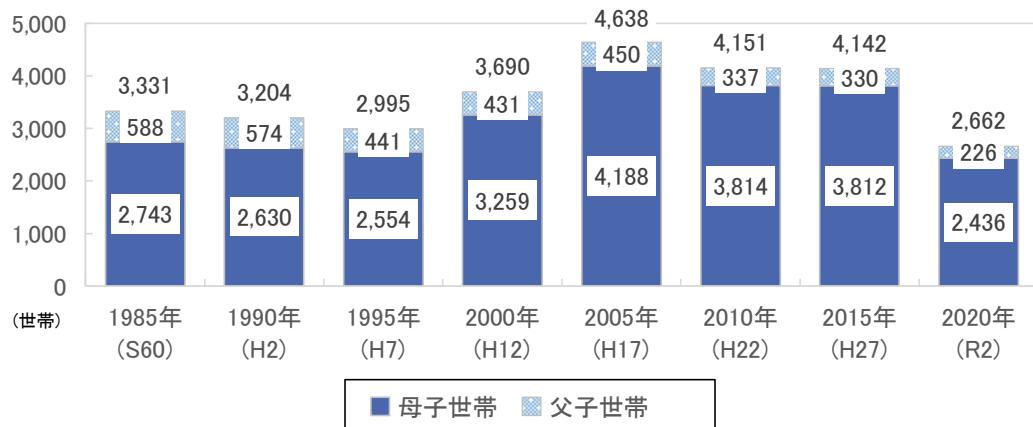
	総世帯数	6歳未満のいる世帯	6歳以上18歳未満のいる世帯	18歳未満のいない世帯	6歳未満のいる世帯 (%)	6歳以上18歳未満のいる世帯 (%)	18歳未満のいない世帯 (%)
一般世帯	231,950	14,361	24,112	193,477	6.2%	10.4%	83.4%
核家族世帯	120,127	13,393	21,743	84,991	11.1%	18.1%	70.8%
母子世帯	2,436	391	1,743	302	16.1%	71.6%	12.4%
父子世帯	226	10	171	45	4.4%	75.7%	19.9%

出典：国勢調査

(4) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数(母子世帯・父子世帯)は、平成 17 年（2005 年）の 4,638 世帯をピークに減少に転じ、令和 2 年（2020 年）では 2,662 世帯となっています。

【ひとり親世帯数の推移】

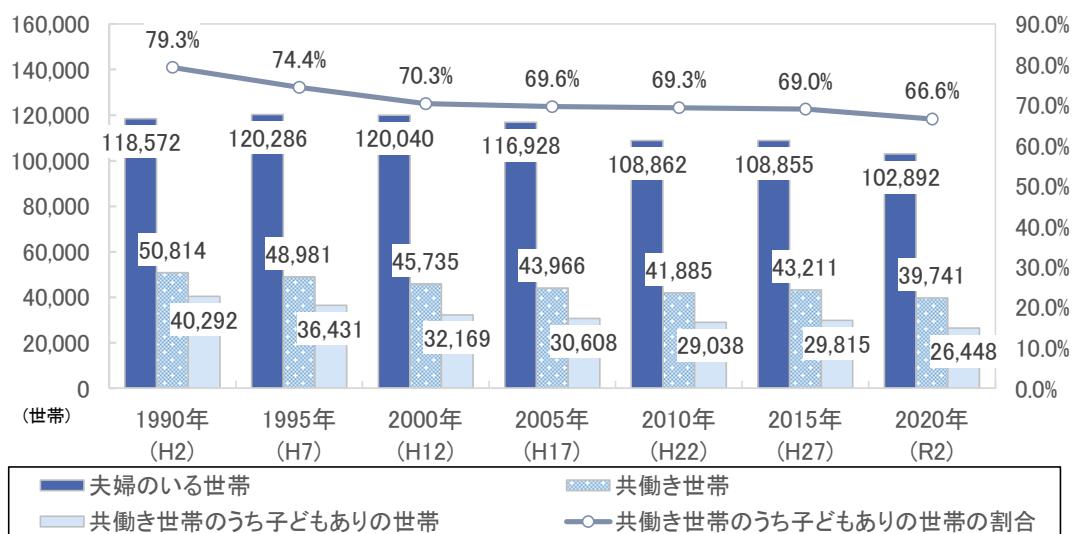


出典：国勢調査

(5) 共働き世帯数の推移

共働き世帯数の推移をみると、平成 17 年（2005 年）以降おむね横ばいとなっています。共働き世帯のうち子どものいる世帯の割合をみると、減少傾向となっており、令和 2 年（2020 年）では 66.6%（26,448 世帯）となっています。

【共働き世帯の状況の推移】

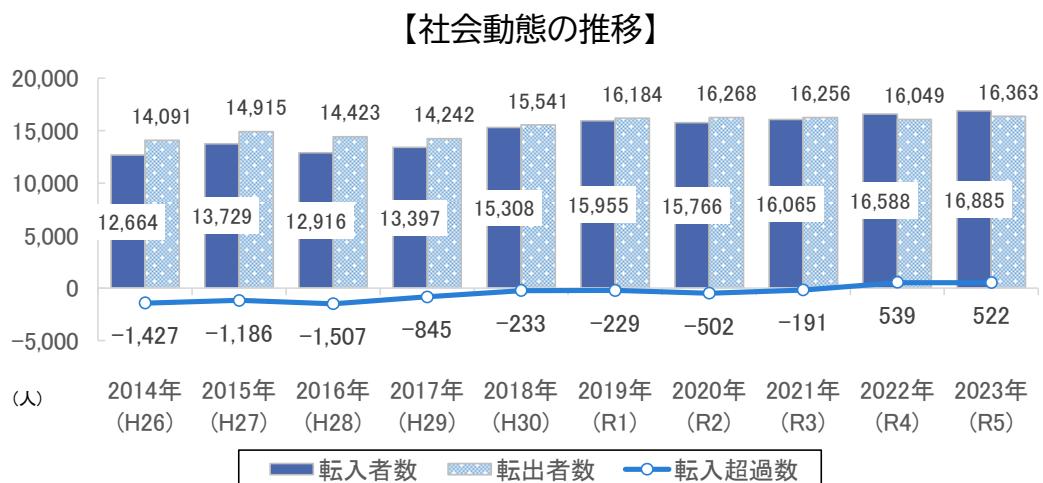


出典：国勢調査

3 人口動態の推移

(1) 社会動態の推移

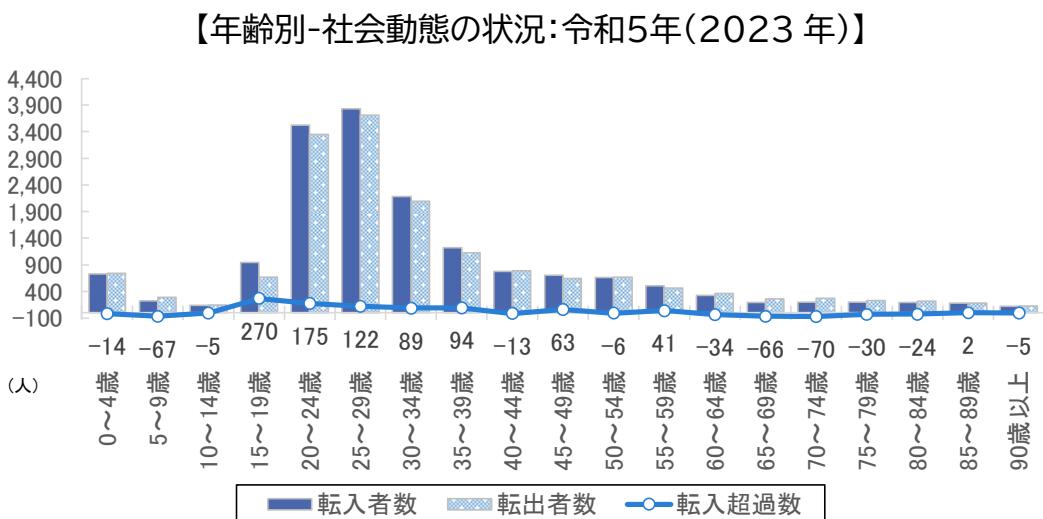
転入から転出を差し引いた転入超過数（社会増減）は、令和3年までは（2021年）社会減でしたが、令和4年（2022年）に社会増となっています。



出典：住民基本台帳人口移動報告

(2) 年齢別-社会動態の状況

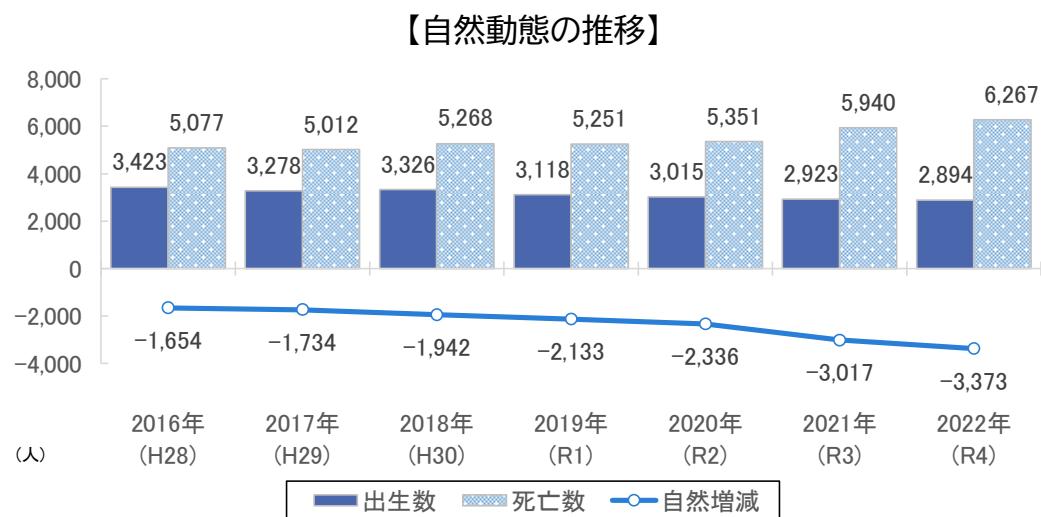
年齢別の社会動態をみると、20～39歳で転入者数及び転出者数が多くなっています。



出典：住民基本台帳人口移動報告

(3) 自然動態の推移

出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスであり、直近5年間では平均 2,500 人程度の自然減となっています。

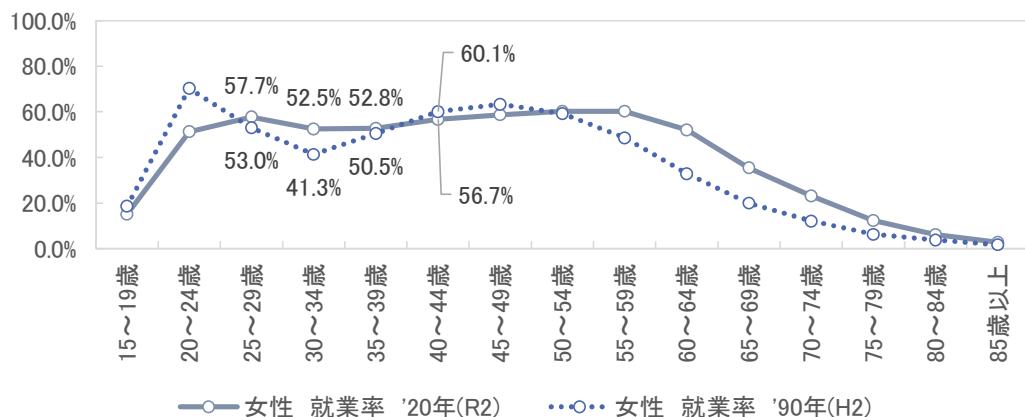


出典：人口動態調査

4 就業率・育休取得率について

本市の女性の就業率（15歳以上の人⼝に対する就業者の割合）を見ると平成2年（1990年）時点では25～34歳の区分において（結婚や出産などを理由に）就業率が低下する離職するいわゆる「M字曲線」状の就業率となっていましたが、令和2年（2020年）では、25～34歳での就業率の低下によるM字曲線がおおよそ見られなくなっています。

【女性の就業率：令和2年（2020年）と平成2年（1990年）の比較】



出典：国勢調査

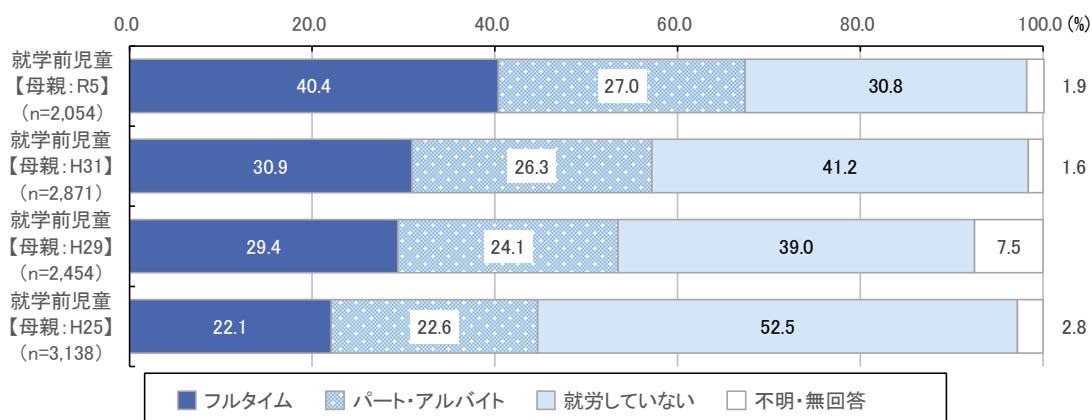
●母親の就労割合は上昇傾向となっており、フルタイム勤務の割合が増加しています。

アンケート調査より、母親の就労状況について過去の調査結果からの推移を見ると、「就労していない」割合が減少し、「フルタイム」の割合が増加しています。父親の就労状況は、「フルタイム」が90%を超える状況が継続しており、本市の人口が減少傾向にある中で、就労の割合が増加していることから、保育ニーズについても、引き続き一定のニーズ量が予想されます。

■父親の就労状況

就学前児童	平成25年度 (n=2,918)	平成29年度 (n=2,302)	平成31年度 (n=2,871)	令和5年調査 (n = 2,054)
フルタイム	94.3	91.0	91.2	92.3
パート・アルバイト	1.8	1.2	1.2	1.4
就労していない	1.6	1.0	1.0	1.2
不明・無回答	2.4	6.8	6.6	5.2

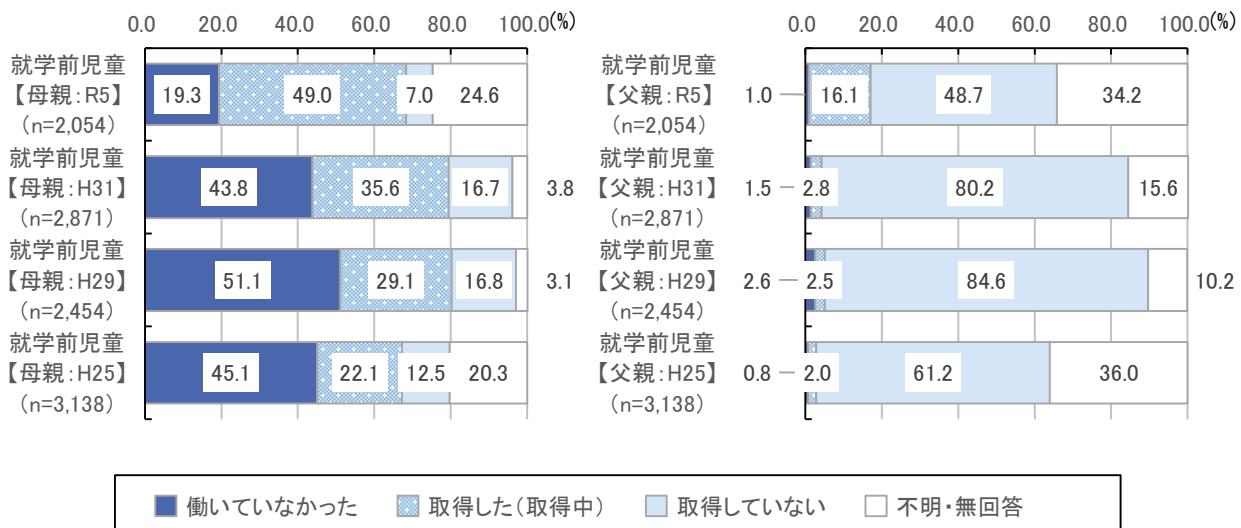
■母親の就労状況



●育児休業の取得割合が大きく上昇しており、子育てと就労のバランスのとれた支援体制が充実してきています。

育児休業の取得状況は、前回調査と比べて「取得した（取得中）」の割合が父母ともに約13ポイント増加しています。母親については前回調査時よりも就労している人の割合が増加したこと、母親・父親ともに制度の充実や育児休業を取りやすくなっている現状がうかがえます。

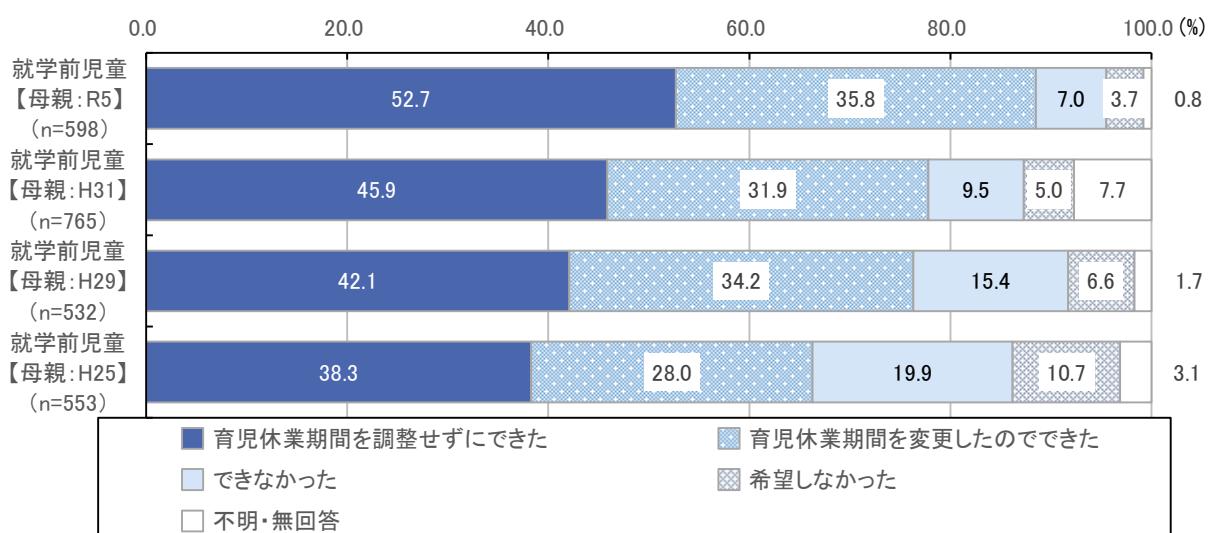
■育児休業制度の利用状況



●育児休業明けの保育サービスの利用状況は円滑に利用できている傾向がみられます。

育児休業明けの保育サービスの利用状況は、「育児休業期間を調整せずに利用できた」が平成31年調査の45.9%から6.8ポイント高い52.7%となっており、「利用できなかった」が2.5ポイント低い7.0%となっています。希望する保育サービスを利用できている母親の割合が増加していることがうかがえます。

■育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐに利用できたか



5 保育所・幼稚園等の状況

(1) 保育所等の児童数（2号認定・3号認定）

保育所等の児童数は、おむね横ばい傾向で推移しています。

令和5年度以降は定員を超過しており、弾力化による対応で児童を受け入れています。

■保育所等の児童数と定員数・充足率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数	8,799人	8,761人	8,760人	8,848人	8,782人
定員	8,898人	8,928人	8,812人	8,718人	8,600人
充足率	98.9%	98.1%	99.4%	101.5%	102.1%

※保育所等の児童数（2号認定・3号認定）には、認定こども園、小規模保育施設の利用者を含む

資料：東大阪市

(2) 幼稚園等の児童数（1号認定等）

幼稚園等の児童数は、令和2年度の3,890人から令和6年度は3,096人と減少しており、年々減少傾向となっています。

■幼稚園等の児童数と定員数・充足率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	3,890人	3,675人	3,478人	3,269人	3,096人
定員数	6,349人	6,369人	6,312人	6,243人	6,253人
充足率	61.3%	57.7%	55.1%	52.4%	49.5%

※幼稚園等の児童数（1号認定）には、認定こども園の利用者を含む

資料：東大阪市

(3) 就学前の教育・保育施設の状況

第2期計画では、幼保連携型認定こども園への移行を推進しました。

その結果、令和6年度では幼保連携型認定こども園が45園となり、令和2年度から5園増加しています。

また、保育施設の老朽化や保育人材の不足等の課題も顕在化しており、児童の安全で快適な環境の確保を図るため、「東大阪市公共施設再編整備計画」において公立保育所を1施設民営化し、新たに民間の幼保連携型認定こども園として整備を行いました。

■就学前の教育・保育施設数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民間施設	幼保連携型認定こども園	40園	41園	42園	45園	45園
	幼稚園型認定こども園	4園	4園	4園	4園	4園
	保育所	29園	28園	28園	25園	25園
	幼稚園	7園	7園	7園	6園	6園
	施設型給付を受ける幼稚園	-	-	-	1園	1園
	小規模保育	23園	23園	23園	22園	22園
公立施設	幼保連携型認定こども園	4園	4園	4園	4園	4園
	幼稚園型認定こども園	2園	2園	2園	2園	2園
	保育所	8園	8園	7園	7園	7園
	幼稚園	4園	4園	4園	4園	4園

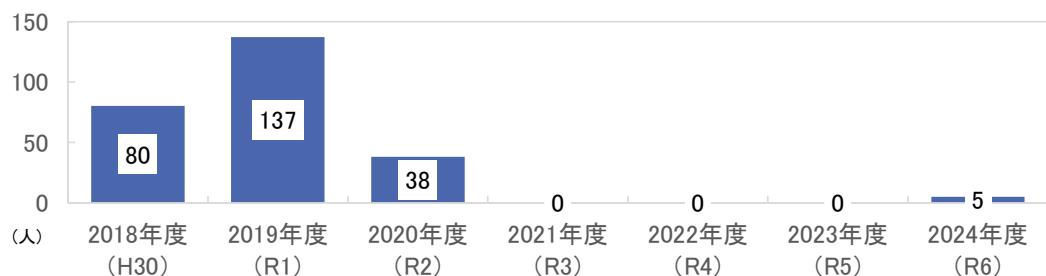
資料：東大阪市

(4) 待機児童の状況

本市の待機児童の状況は、令和元年度には137人まで増加していましたが、その後、令和3年度に0人となりました。令和6年度においては5人となっており、今後も教育・保育のニーズに注視しながら確保方策を検討する必要があります。

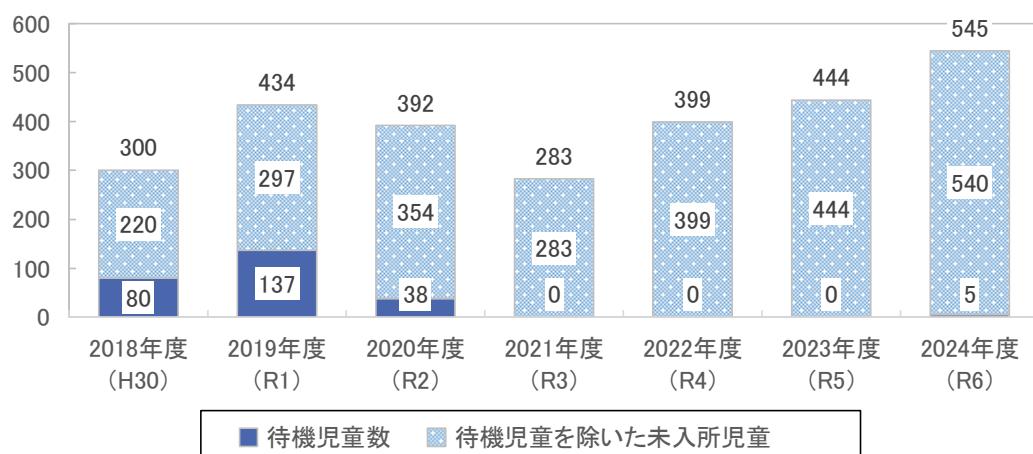
また、未入所児童は令和3年度以降、増加傾向となっております。

■待機児童数の推移



資料：東大阪市（各年度4月1日）

■未入所児童数の推移

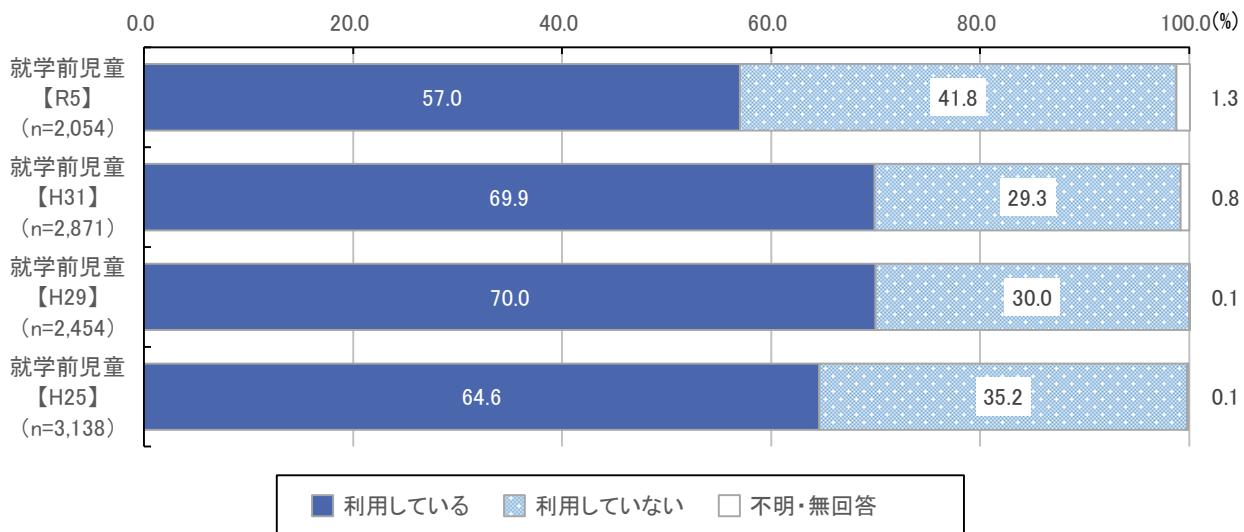


資料：東大阪市

●定期的な教育・保育事業の利用率は減少しています。

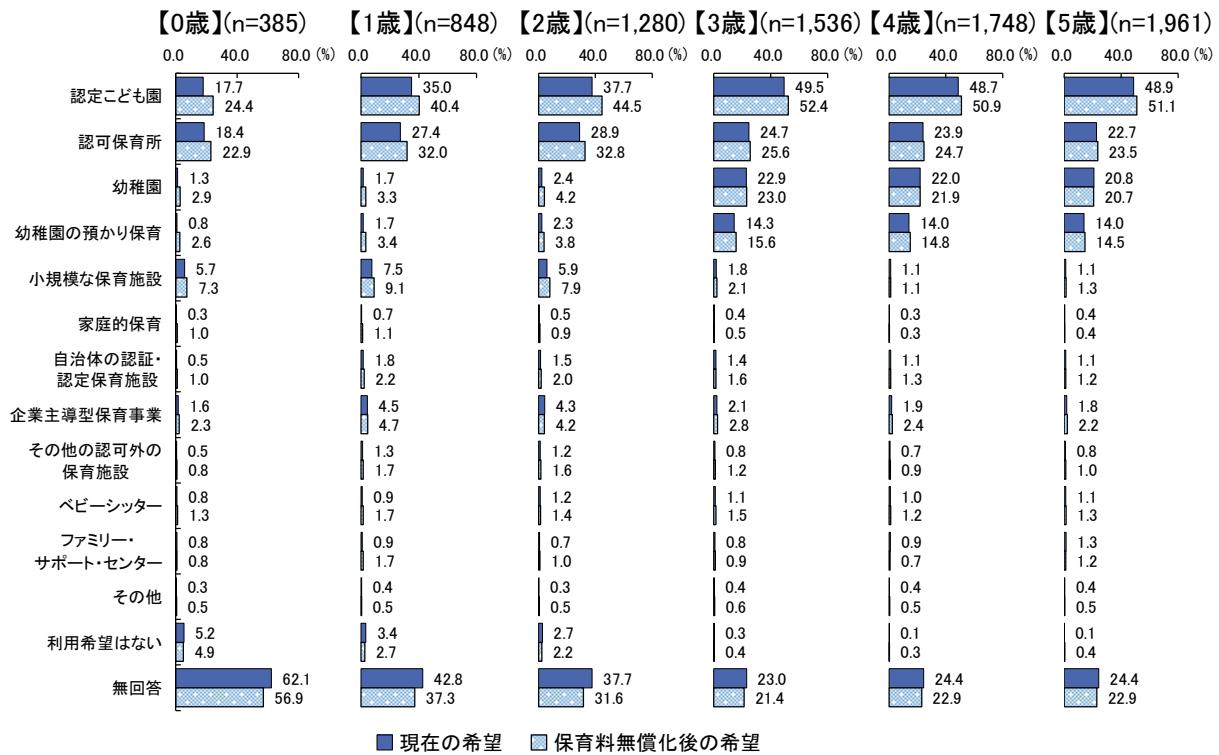
定期的な教育・保育事業の利用状況は、平成31年調査と比較して「利用している」の割合が12.9ポイント低くなっています。

■定期的な教育・保育事業の利用状況



「定期的な教育・保育事業」の利用希望について、無償化に関わらず、利用したい事業の種別についておおむね変化はみられませんでした。0～2歳児での「認定こども園」及び「認可保育所」の無償化後の利用希望の割合については増加しており、利用料の無償化によるニーズの増加が示唆されています。

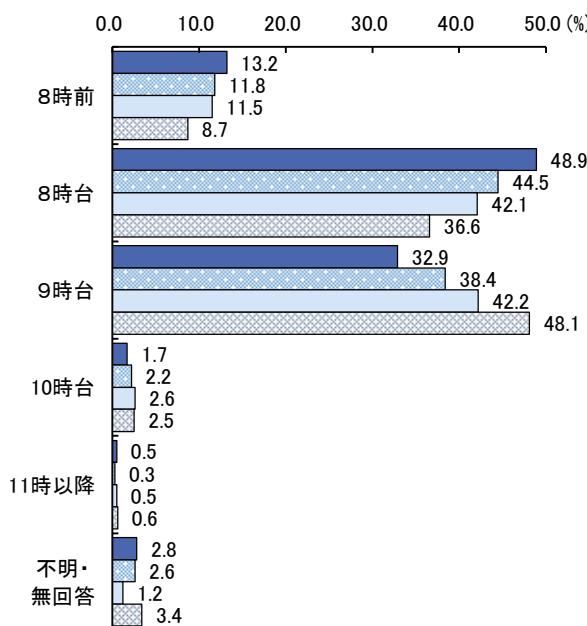
■利用を希望する「定期的な教育・保育事業」(無償化前の希望／無償化後の希望)



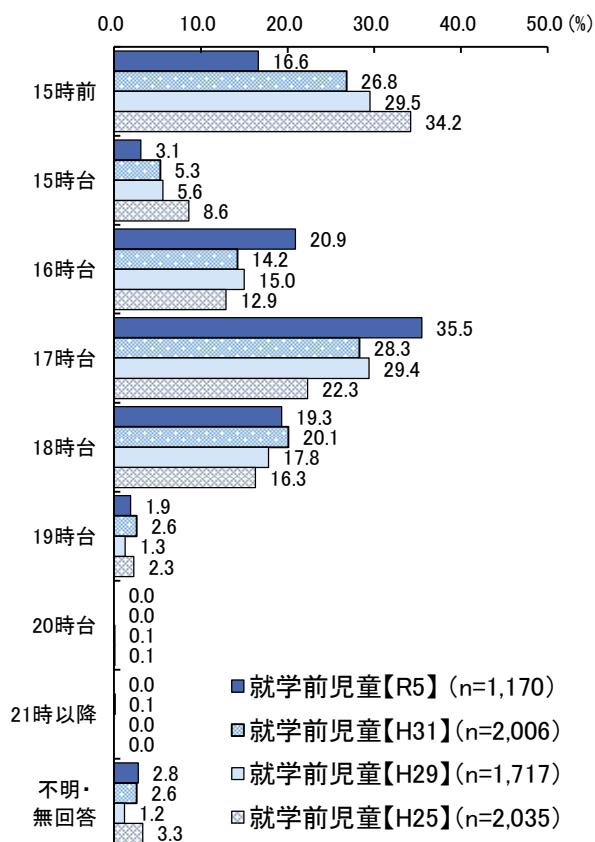
●利用開始時間が年々早まっている傾向がみられ、利用終了時間は遅くなっている傾向がみられます。

定期的な教育・保育の利用開始時間については、利用開始時間が平成29年以前の調査では9時台が最も多くなっていましたが、令和5年調査では8時台が最も多く、徐々に利用開始時間が早まっていることがうかがえます。また、利用終了時間については15時前、15時台の割合が減少し、16時台、17時台の割合が大きく増加しています。

■利用開始時間



■利用終了時間

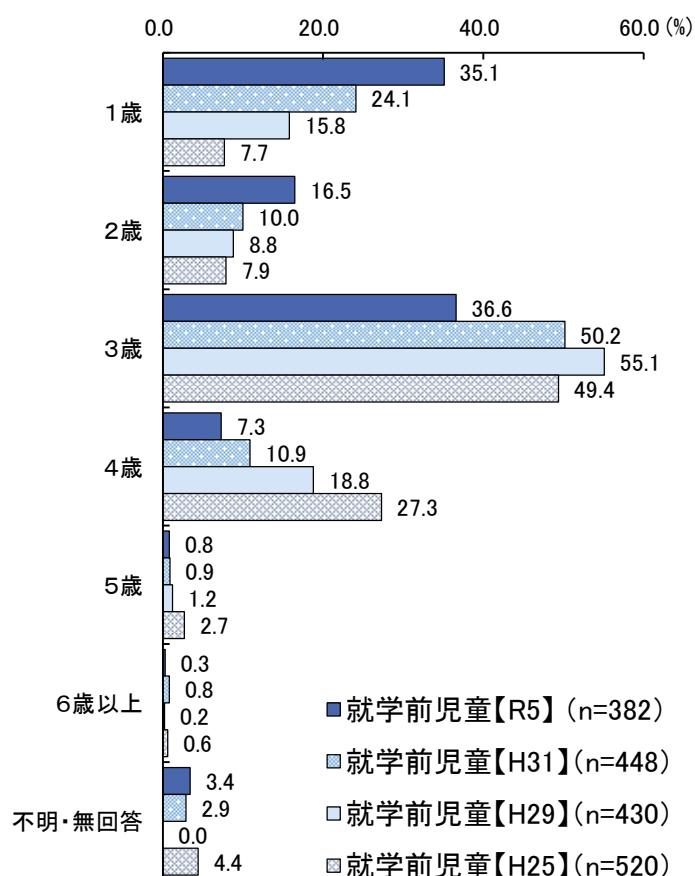


●教育・保育施設等の利用を開始したい時期（子どもの年齢）は低年齢化がみられます。

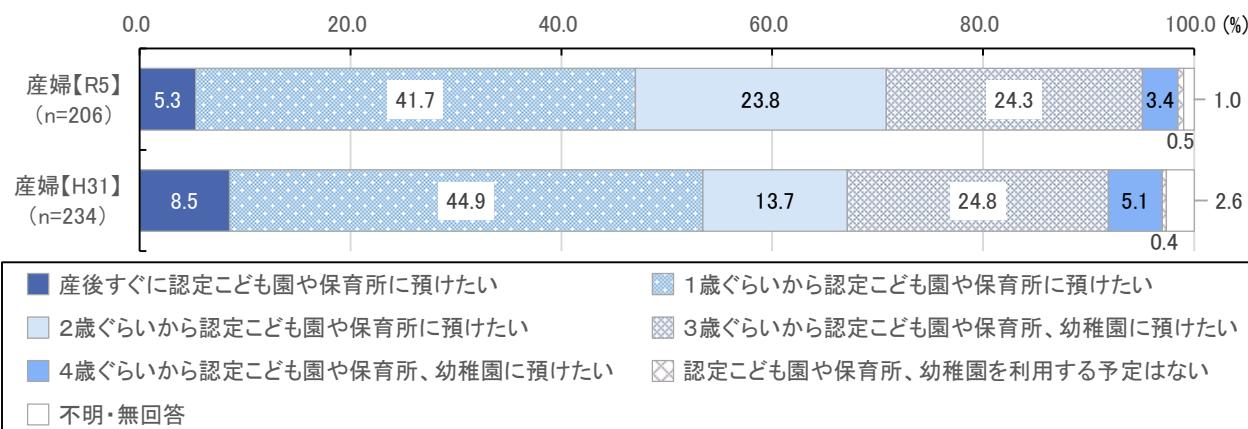
現在、定期的な教育・保育施設を利用していない方のうち、「子どもが小さいため」と回答した方について、子どもが何歳くらいになったら利用を希望するかでは、「3歳」が最も高い割合となっているものの、「1歳」についての割合は、平成31年調査より11.0ポイント高い35.1%となっています。

また、産婦を対象とした調査については、3歳より早く認定こども園や保育所に預けたい人の割合が高くなっています。3号認定の利用希望の高まりが予想されます。

■子どもが何歳くらいになったら教育・保育施設等の利用を希望するか



■定期的な教育・保育施設に預ける際の子どもの年齢



6 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、特定教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

各福祉事務所や本庁に子育てサポーターを配置するとともに、地域に出向いて、子育て情報の提供や相談等に応じる体制を確保しました。出張相談は、乳幼児健診、子育て支援センター、つどいの広場、園庭開放等で実施しています。

■利用者支援事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数＜基本型＞	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
配置人数＜基本型＞	8 名	8 名	8 名	8 名
配置人数＜特定型＞	4 名	4 名	4 名	4 名

資料：東大阪市

■利用者支援事業の相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
窓口・電話相談	2,747 件	3,098 件	2,770 件	3,118 件
出張相談	680 件	1,680 件	2,290 件	2,529 件
相談件数合計	3,427 件	4,778 件	5,060 件	5,647 件
出張相談	451 回	557 回	738 回	735 回

資料：東大阪市

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

各保育所において、11時間の開所時間を超えた保育の希望がある方を受け入れることで、ニーズに対応したサービスを提供してきました。

■時間外保育事業(民間保育施設)の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	83園	79園	82園	76園
延べ利用者数	99,593人	100,888人	109,724人	107,616人

資料：東大阪市

■時間外保育事業(公立保育所・認定こども園)の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	27,460人	25,586人	25,956人	21,479人

資料：東大阪市

(3) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成事業）

放課後児童健全育成事業（以下「留守家庭児童育成事業」という。）は、労働等により届け出のない保護者をもつ児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

実施状況としては、市域全体としては定員が在籍児童数を上回っていますが、学校区別でみると、一部の学校で入会希望者がクラブの定員を上回り待機児童が発生している状況があります。

そのため、プレハブ教室の設置や教室改修をおこない、全てのクラブにおいて6年生までの児童が利用できるよう整備してまいりました。また、余裕教室の活用についても、毎年度学校の協力を得て確保に努めています。あわせて、令和7年度入会分より入会受付時期を変更し、より早期に正確な入会児童数を把握することで、施設の整備と余裕教室の提供について学校と協議します。

■留守家庭児童育成事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員	4,764人	4,747人	4,770人	4,821人
在籍児童数	4,147人	4,110人	4,148人	4,271人

資料：東大阪市

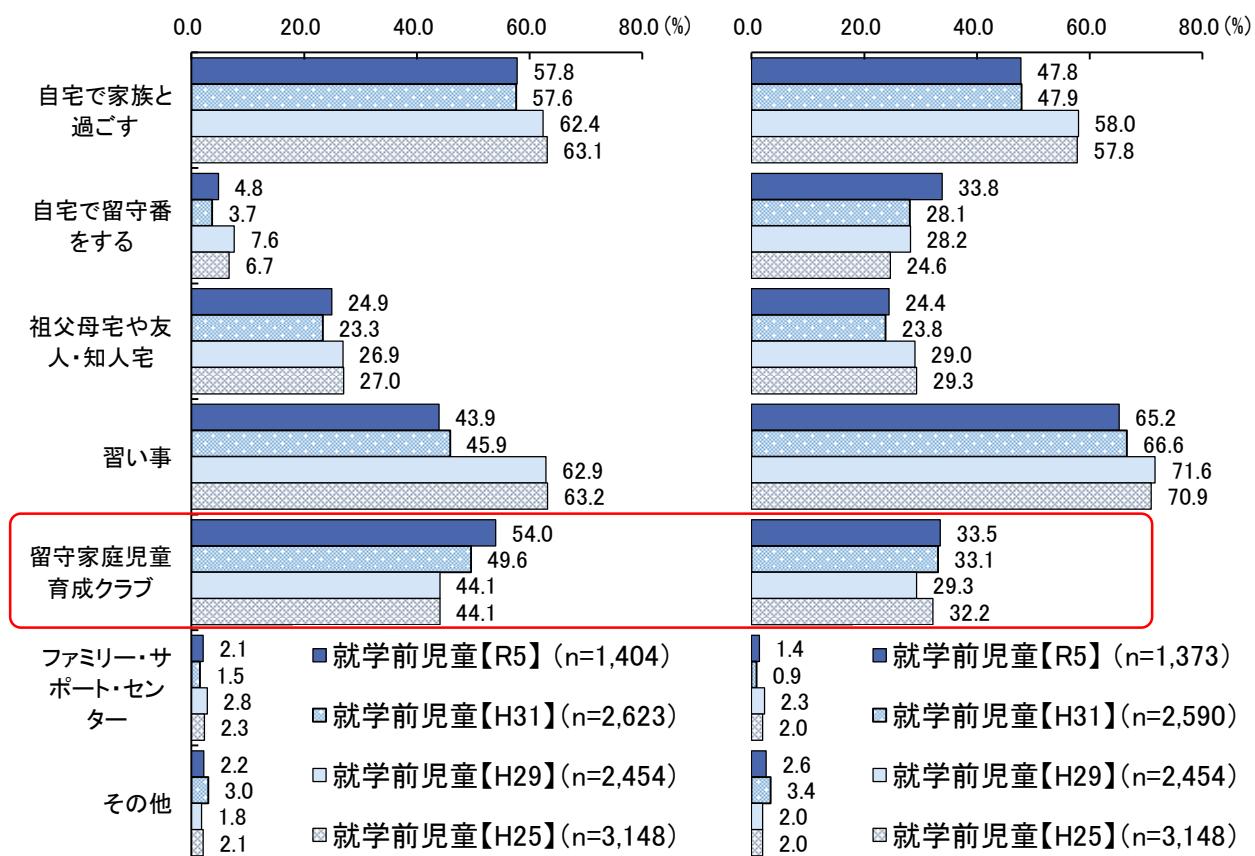
●低学年における留守家庭児童クラブの利用意向がやや増加しています。

就学前児童の留守家庭児童育成クラブの利用意向は、低学年で 54.0%となっており、平成31年調査と比較して、やや増加しています。

■小学校就学後の放課後の過ごさせ方(低学年／高学年)

◆低学年

◆高学年

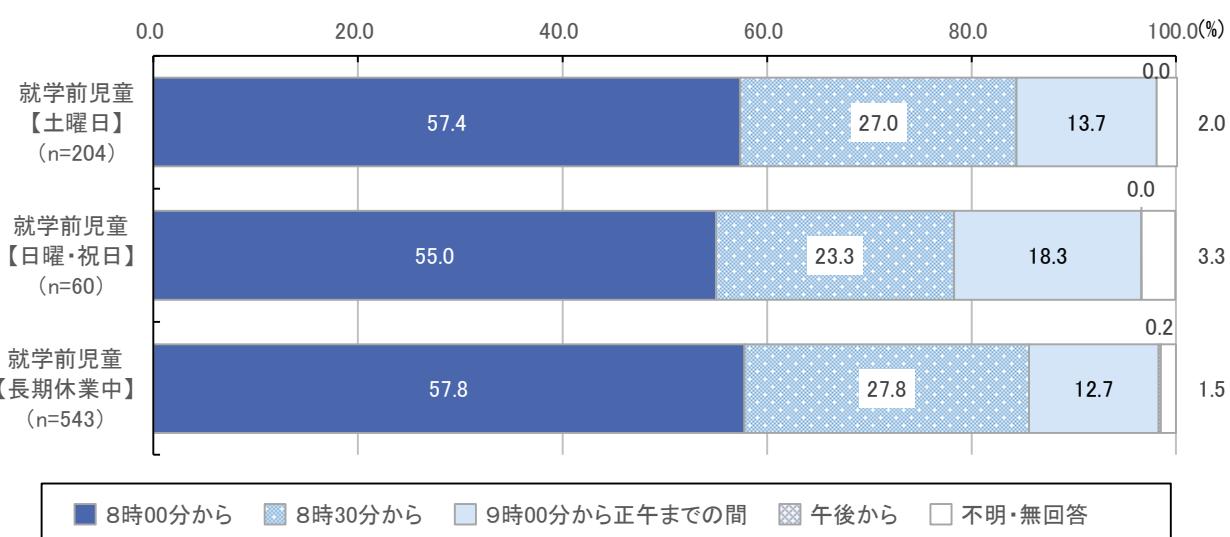


●土曜日、日曜・祝日、長期休業中は8時から預けたいという声が50%超となっています。

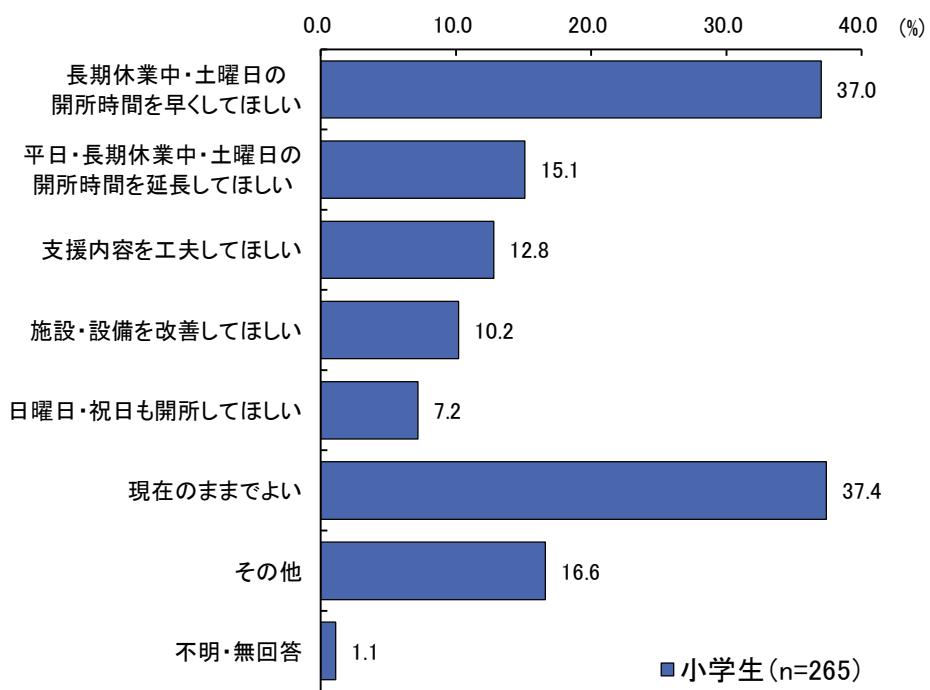
就学前児童の保護者が希望する留守家庭児童育成クラブの休日等の利用開始時間は、「8時00分から」が土曜日で57.4%、日曜・祝日で55.0%、長期休業中で57.8%となっており、現在実施している8時30分よりも早い時間からの利用希望がみられます。

また、小学生の保護者が留守家庭児童育成クラブに対して感じていることでも、「長期休業中・土曜日の開所時間を早くしてほしい」が37.0%と、就学前児童と同様、一定のニーズがあることがうかがえます。

■留守家庭児童育成クラブの土曜、日曜・祝日、長期休業中の希望する利用開始時間(令和5年調査)



■留守家庭児童育成クラブに対して感じていること(令和5年調査)



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本市においては、児童養護施設5施設、乳児院1施設にて、受け入れを実施しています。一時保護の状況や入所児童の状況によってはニーズに対応できない場合があることが課題となっています。支援を必要とする家庭が円滑に事業を利用できるよう児童養護施設等と連携を強化し、ニーズに対応できる方策を検討します。

■子育て短期支援事業の利用状況(延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ	93人日	113人日	225人日	188人日
トワイライトステイ	0人日	0人日	0人日	0人日

資料：東大阪市

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

子育て支援センターについては、令和4年度に新たに石切で1箇所開設し、全7箇所で実施しています。利用者の子どもの年齢が低くなっている状況がみられます。また、支援の場に出でこられない親子への支援が課題となっています。

つどいの広場については、18箇所で実施しており、子育て支援センターと同様に0、1歳など低年齢の子どもの利用が増えています。

■地域子育て支援センターの利用状況

※親と子の延べ利用数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	6箇所	6箇所	7箇所	7箇所
延べ利用者数	22,613人	32,385人	49,250人	93,290人
旭町	7,306人	9,150人	11,506人	17,490人
荒本	2,937人	3,231人	3,716人	4,838人
長瀬	2,796人	4,522人	6,003人	11,547人
鴻池	2,156人	4,029人	6,012人	8,476人
楠根	2,074人	4,365人	7,755人	12,861人
布施	5,344人	7,088人	9,958人	22,080人
石切 (令和4年度開設)	-	-	4,300人	15,998人

資料：東大阪市

■つどいの広場の利用状況

※親と子の延べ利用数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所
延べ利用者数	41,771人	49,715人	57,285人	63,879人

資料：東大阪市

(6) 一時預かり事業

一時預かり事業(幼稚園型)は、幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育です。一時預かり事業(一般型)は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業(一般型)においては、公立、民間保育施設とともに、体制の確保において保育士不足の課題がみられます。

■一時預かり事業(幼稚園型)の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間認定こども園	105,389人日	118,229人日	123,876人日	131,874人日
公立幼稚園	3,987人日	3,876人日	3,017人日	3,414人日
公立幼保連携型 認定こども園	5,648人日	5,823人日	4,782人日	5,180人日
公立幼稚園型 認定こども園	2,768人日	3,089人日	3,636人日	2,714人日

資料：東大阪市

■一時預かり事業(一般型)の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労型	公立保育施設	4,629人日	3,020人日	2,862人日	5,191人日
	民間保育施設	10,661人日	8,537人日	11,980人日	10,741人日
リフレッシュ型	公立保育施設	829人日	1,875人日	2,566人日	2,918人日
	民間保育施設	1,033人日	1,493人日	2,973人日	3,271人日

資料：東大阪市

(7) 病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

病児保育事業は、保育所（園）・認定こども園・幼稚園等に通所しているなど保育を必要とする児童もしくは小学校1年生から3年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合に病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

令和4年度に東部地域において、新たな病児保育事業委託施設が開設しました。また、本市が委託している施設に対し、インターネット予約システムの整備に係る費用補助やコロナ禍の影響による利用者減少に伴う経営安定化対策のため、市独自の補助を行うなど、利便性の向上と安定供給に向けた支援を行いました。

■病児保育の実施状況

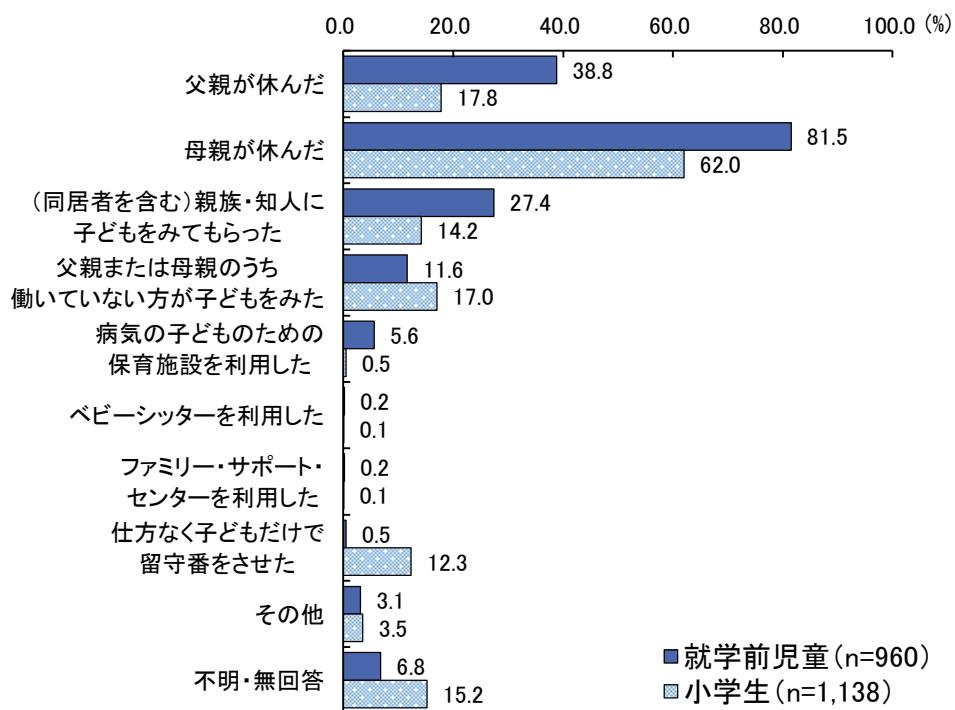
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所
延べ利用児童数	468人日	794人日	1,037人日	2,137人日

資料：東大阪市

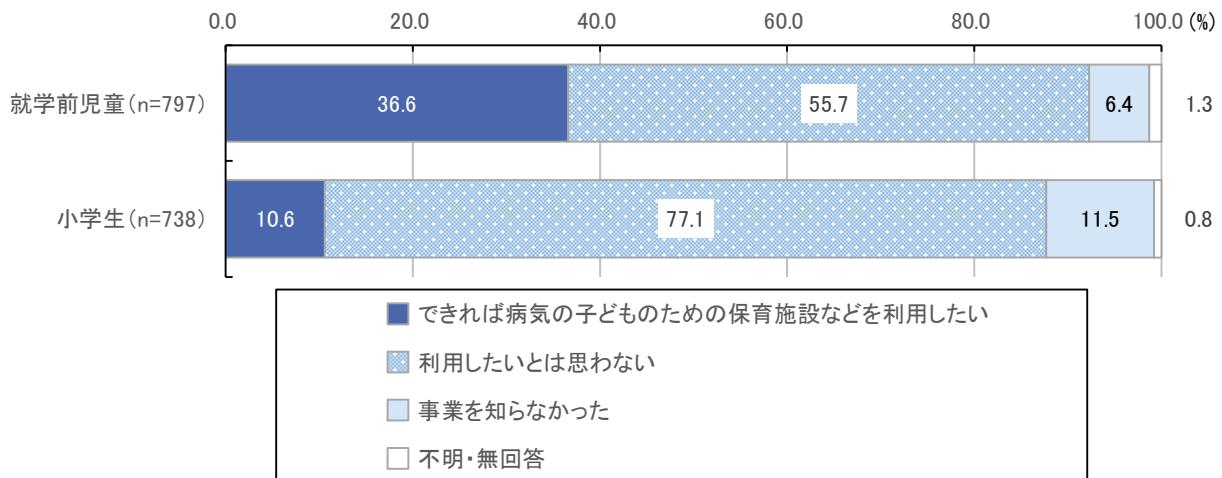
- 母親が仕事を休んで対応するケースが多く、病児・病後児保育の利用希望は就学前児童の保護者で3割台となっています。

病気・病後の際の対応について、アンケート調査では、「母親が休んだ」が就学前児童・小学生ともに最も高く、「病気の子どもための保育施設を利用した」は、就学前児童で5.6%、小学生で0.5%となっています。病児・病後児保育施設等の利用意向は就学前児童で36.6%、小学生で10.6%となっています。

■病児・病後児等の対応(令和5年調査)



■病児・病後児保育施設等の利用意向(令和5年調査)



●病児保育施設等への不安や、利用したいときに利用できない状況がみられます。

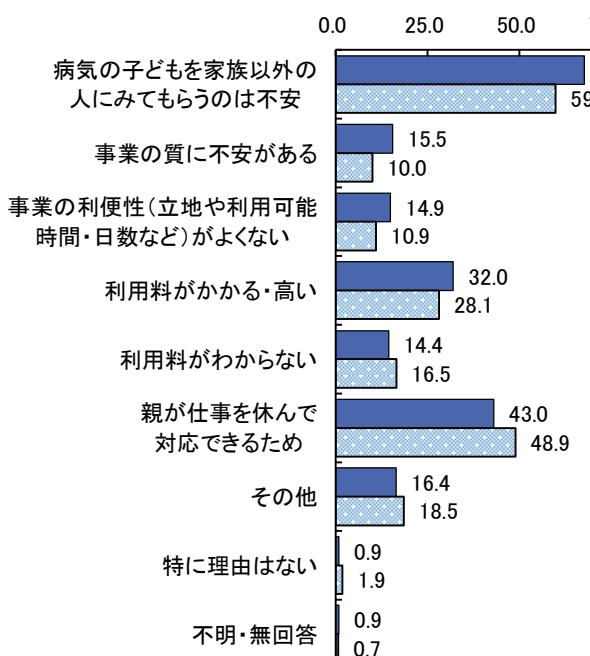
預けたいと思わない理由は「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が最も高く、次いで「親が仕事を休んで対応できるので問題ない」が高くなっています。

病児保育施設等の利用を申し込んで利用しなかった方の理由については、「予約が一杯で利用することができなかった」が最も高くなっています。

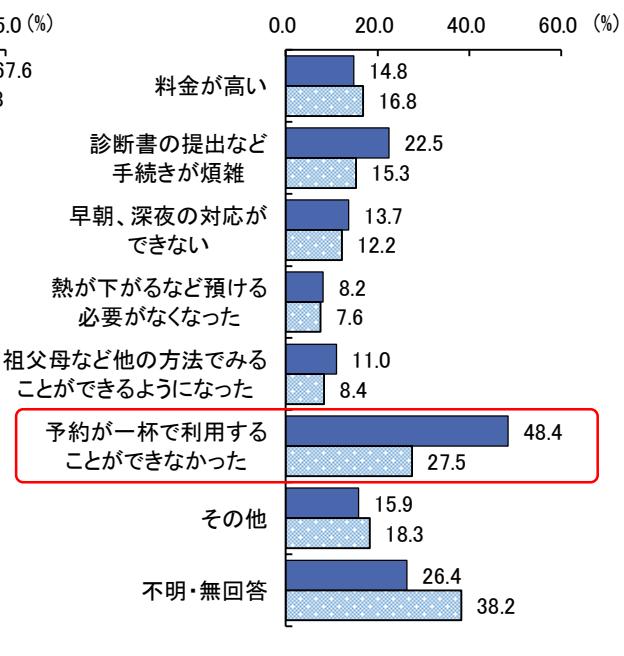
病児・病後児については、突発的な利用希望が出てくるため、利用したいときに利用することができる体制を整えることが大切です。

■病児保育施設等について(令和5年調査)

◆預けたいと思わない理由



◆利用を申し込んで、利用しなかった理由



■就学前児童(n=444) ■小学生(n=569)

■就学前児童(n=182) ■小学生(n=131)

(8) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者とを相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

当事業は子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と依頼内容を引き受けける方（援助会員）の、相互の支援事業であるため、年度によって登録会員数と援助活動にばらつきがあります。令和5年度は412人の登録会員数に対し、援助活動は2,069件となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録会員数	462人	410人	398人	412人
援助活動	1,116件	975件	1,441件	2,069件

資料：東大阪市

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

毎年ニーズに対応する訪問を実施しており、令和5年度で2,988件の実施となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数	3,108件	2,911件	2,977件	2,988件

資料：東大阪市

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

支援が必要な家庭を見落とさないよう把握し支援につなげていくことが重要であり、1家庭6回の訪問を原則とし、令和5年度では10家庭に対し46回訪問しました。

■養育支援訪問事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援家庭	13家庭	18家庭	16家庭	10家庭
訪問回数	69回	64回	68回	46回

資料：東大阪市

(11) 妊婦健診事業

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(1) 健康状態の把握、(2) 検査計測、(3) 保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

平成 31 年 1 月から産婦健診の回数・補助額の拡充、令和 3 年 4 月から妊婦健康診査費用助成の拡充を行い、妊娠婦の経済的な負担のさらなる軽減を図っています。また、産後うつの予防にも力を入れ、産婦健康診査の結果を保健師や助産師が確認し必要な支援につなげています。

■妊婦健診事業の実施状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受診回数	38,133 回	38,037 回	37,613 回	36,960 回

資料：東大阪市

7 第2期計画の振り返り

(1) 幼児期における質の高い教育・保育の提供

◆認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携強化

幼児期の質の高い教育・保育の提供に向けて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携がさらに重要となっています。

幼児期から学童期まで連続性のある教育が提供できるよう、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」を基に、接続イメージの共有化を図るためのポスター等を作成したり、校種を越えて研修に参加できるよう校種間で研修情報を共有しました。また、民間施設とも情報共有を行うことで学ぶ機会を増やし、市内の子どもに関わる保育士・幼稚園教諭・教員等がともに質の向上を図れるよう、進めてきました。

◆巡回支援事業の実施による質の向上

保育事業者への巡回支援事業は、新型コロナウイルスのまん延に伴い、令和2年度から事業を一時中止していましたが、令和5年度から事業を再開しました。対象施設もこれまでの小規模保育施設や認可外保育施設に加え、保育園や認定こども園も対象とし、保育事故防止に関する助言や日常の保育についての助言等を行うことで、質の高い教育・保育の提供の実現に努めました。

企業主導型保育施設は市内に48施設あり、多様な就労形態に対応する保育サービスの提供を行っています。企業主導型保育施設に対しても、質の向上のため巡回支援事業を実施してきました。

◆特定教育・保育施設の改修

安全で安心した環境で教育・保育ができるよう、老朽化・耐震化施設の整備を行ってきました。引き続き、老朽化している施設を中心に建て替えや改修等の対応を図ることが重要となります。

◇評価と課題

住民ニーズに沿った多様なサービスを提供できるよう、引き続き保育の受け皿確保を図りながら、今後は巡回支援事業や指導・監査体制を充実させ、乳幼児における質の高い教育・保育の提供の実現に向けて推進することが重要となります。

(2) 待機児童の解消

◆特定教育・保育施設等の整備

本市の待機児童は、第1期及び第2期計画期間中の施設整備により令和3年度より〇人となっていましたが令和6年度には再び5人となっており、またどの区域においても未入所児童が発生しておりその数も増加しています。1号認定については、入所人数は年々減少傾向にあり、今後の教育・保育の供給体制については、今後の少子化の動向や保育所等の申し込み状況を踏まえ、方向性を探っていく必要があります。

◆保育人材の確保と育成

高まる保育ニーズに対応するため、保育人材の確保については、人材マッチング事業や子育て支援員養成研修、処遇改善等を実施していますが、依然として大きな課題となっています。こうした状況から、令和元年度より開始した「東大阪市保育士宿舎借り上げ支援事業」や「東大阪市保育補助者雇用強化事業」「東大阪市保育体制強化事業」を引き続き実施しています。

◇評価と課題

就学前児童数は減少していますが、特定教育・保育施設の2号・3号の児童数についてはここ数年で大きな変動がなく、未入所児童も増加していることから教育・保育施設のニーズの高さがうかがえます。

一方で、保育人材の不足は大きな問題となっており、一時預かり事業等にも影響が出ています。

引き続き保育人材を確保し、保育の受け皿を拡充していくことが重要となります。

(3) 在宅での子育て支援の充実

◆地域子育て支援拠点事業の充実

在宅で子育てをする方の孤立防止や子育て負担の軽減に向けて、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、情報交換や相談ができる場として、地域子育て支援拠点事業を実施してきました。

つどいの広場は 18 箇所、子育て支援センターは令和4年度に第 1 整備圏域に石切子育て支援センター（そらっこ）を開所し計7箇所にて実施しています。

令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間を通して人数制限をしながら実施していました。子育て支援センターやつどいの広場が普段の情報収集先や相談先、普段利用している施設として活用されているという声も多く、引き続き多くの方が安心して子育てをすることができるよう、事業の充実を図ります。

◆安心して子どもを預けられる支援

一時預かり事業について、利用を希望する方が利用できるよう、特定教育・保育施設以外での事業の拡充を図り、つどいの広場で新たに令和2年度1箇所、令和3年度に4箇所で事業を開始しました。令和5年度には公立の認定こども園4園、子育て支援センター2箇所、つどいの広場1箇所でも新たに一時預かり事業を開始しています。令和6年度には児童福祉法が改正され、子育てに係る保護者の負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨が、明確化され、より高まるニーズを把握しながら、事業の充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業については、利用したい保護者のニーズに対して、一定数の供給ができている状態です。

◇評価と課題

つどいの広場等においては、利用している子どもの低年齢化がみられるため、乳幼児やその保護者にとって利用しやすい施設整備・運営をしていくことが重要となります。

在宅で子育てしている方の情報元として、つどいの広場や子育て支援センター等が大きな役割を担っていることがわかりました。市政によりや子育てアプリについては、活用している方とそうでない方がおり、周知とよりわかりやすい情報発信の方法を検討することが課題となっています。

また、在宅子育て家庭の座談会において、自分が子どもを見られないときの対応として、「家族に預ける」という回答が多く、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を利用したことがない方の理由としては、「事業を知らない」「不安だから」という意見もあり、事業の周知や安心して利用できる体制の充実が重要となります。

第4章 事業計画の具体的な取組

1 就学前の教育・保育の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定の考え方

提供区域とは、就学前の教育・保育等の事業量の確保のための需給調整にかかる区域のことです、地理的条件、人口、現在の各事業の利用状況、その他社会的条件を勘案し、小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に利用できることが可能な区域を設定することが大切です。なお、区域外であっても、通園や事業の利用には差し支えありません。

また、提供区域は、教育・保育等の需要量の変化に対して、きめ細かく対応ができるように、これまで通り、下図の第1整備圏域から第7整備圏域までの7つの整備圏域を設定します。



提供区域	中学校区・義務教育学校区
第1整備圏域	石切・孔舎衙
第2整備圏域	池島学園・縄手・縄手北・くすは縄手南校・枚岡
第3整備圏域	盾津・盾津東
第4整備圏域	英田・玉川・花園・若江
第5整備圏域	楠根
第6整備圏域	意岐部・小阪・新喜多・高井田・長栄・布施
第7整備圏域	柏田・金岡・上小阪・長瀬・弥刀

(2) 就学前の教育・保育の提供区域の設定について

中学校区・義務教育学校区単位での利用実績を把握し、整備圏域を提供区域として設定します。

■就学前の教育・保育の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳：教育）	整備圏域	利用実績の把握等については「中学校区・義務教育学校区」とし、整備にあたっては、整備圏域を基準とします。
2号認定（3～5歳：保育）		
3号認定（0～2歳：保育）		

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、第2期計画を踏襲し、原則、市域全体を提供区域として設定します。

留守家庭児童育成事業については小学校区での配置を基本としてきたことから、引き続き小学校区を提供区域とし、地域子育て支援拠点事業については、就学前の教育・保育と同様に整備圏域を提供区域として設定します。

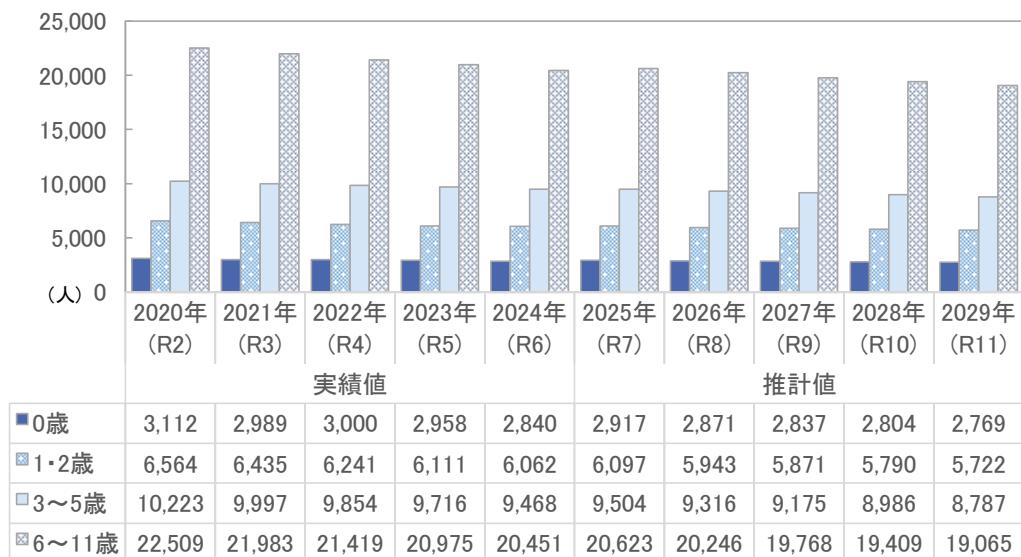
■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
利用者支援事業	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
時間外保育事業（延長保育事業）	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
留守家庭児童育成事業	小学校区	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とします。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	整備圏域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、整備圏域を基準とします。
一時預かり事業	市域全体	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
病児保育事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		
妊婦健診事業		
産後ケア事業		
乳児等通園支援事業		
妊婦等包括相談支援事業		
子育て世帯訪問支援事業		
児童育成支援拠点事業		
親子関係形成事業		

(4) 人口推計

総人口と同様に、子どもの人口も減少傾向が続くと見込まれます。転出入や大規模マンションの開発による影響も考慮したうえで令和7年度以降の人口について推計し、第3期事業計画の計画期間の最終年である令和11年(2029年)においては0～11歳の人口が36,343人と見込まれます。

【子どもの人口推移・推計】



	実績値					推計値					単位:人
	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)	
0～11歳	42,408	41,404	40,514	39,760	38,821	39,141	38,376	37,651	36,989	36,343	
0歳	3,112	2,989	3,000	2,958	2,840	2,917	2,871	2,837	2,804	2,769	
1歳	3,293	3,168	3,057	3,067	3,021	2,992	2,967	2,920	2,886	2,852	
2歳	3,271	3,267	3,184	3,044	3,041	3,105	2,976	2,951	2,904	2,870	
3歳	3,360	3,255	3,280	3,186	3,008	3,133	3,096	2,968	2,943	2,896	
4歳	3,392	3,355	3,252	3,272	3,175	3,101	3,125	3,088	2,961	2,936	
5歳	3,471	3,387	3,322	3,258	3,285	3,270	3,095	3,119	3,082	2,955	
0～5歳	19,899	19,421	19,095	18,785	18,370	18,518	18,130	17,883	17,580	17,278	
6歳	3,519	3,422	3,349	3,298	3,212	3,354	3,239	3,066	3,090	3,053	
7歳	3,693	3,504	3,427	3,350	3,292	3,308	3,349	3,235	3,062	3,086	
8歳	3,717	3,689	3,496	3,432	3,339	3,388	3,303	3,344	3,230	3,057	
9歳	3,766	3,716	3,674	3,502	3,432	3,438	3,386	3,301	3,342	3,228	
10歳	3,896	3,763	3,703	3,683	3,503	3,533	3,438	3,386	3,301	3,342	
11歳	3,918	3,889	3,770	3,710	3,673	3,602	3,531	3,436	3,384	3,299	
6～11歳	22,509	21,983	21,419	20,975	20,451	20,623	20,246	19,768	19,409	19,065	

出典：

実績値…住民基本台帳

推計値…コーホート変化率法等による推計（各年3月31日時点）

(5) 需要量算出方法の概要

就学前児童の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を算出するにあたり、アンケート調査を踏まえて、国の手引き書に基づき、家庭ごとの潜在的ニーズを勘案し、算出しました。アンケート調査の結果により、共働き家庭が著しく増加していたことから、本市独自の推計方法として、保護者の就労状況の変化を勘案し試算しています。

2 就学前の教育・保育の需要量と供給体制について

(1) 就学前の教育・保育の需要量と供給量等

就学前の教育・保育の需要量を算出する過程において、保護者の就労状況を踏まえています。令和7年度から令和11年度にかけての利用率は、3~5歳児は95.5%から95.7%になっていますが、0歳児では22.6%から23.1%、1歳児では52.7%から53.8%、2歳児では59.6%から60.9%となっています。各年度における需要量と供給量を見積もり、供給量から需要量を差し引いた値を必要見込み量として算出しました。0歳から2歳までの保育料無償化については現在検討を行っており、無償化になった場合は対象年齢の3号認定の需要量の増加が見込まれるため、必要な供給体制についても、併せて検討を進めています。

①市全体の需要量についての見込み

■3~5歳児の就学前教育・保育の需要量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	3,634	3,558	3,520	3,443	3,365
2号認定 (幼稚園利用の希望が強い と想定される方)	619	608	599	586	573
2号認定 (認定こども園及び保育所 (園))	4,824	4,730	4,660	4,566	4,467
需要量の合計	9,077	8,896	8,779	8,595	8,405
児童数	9,504	9,316	9,175	8,986	8,787
利用率	95.5%	95.5%	95.7%	95.6%	95.7%

■0歳児の就学前教育・保育の需要量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定(0歳)	659	652	647	644	639
児童数	2,917	2,871	2,837	2,804	2,769
利用率	22.6%	22.7%	22.8%	23.0%	23.1%

■1歳児の就学前教育・保育の需要量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定(1歳)	1,577	1,573	1,555	1,546	1,535
児童数	2,992	2,967	2,920	2,886	2,852
利用率	52.7%	53.0%	53.3%	53.6%	53.8%

■2歳児の就学前教育・保育の需要量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定(2歳)	1,850	1,783	1,778	1,758	1,747
児童数	3,105	2,976	2,951	2,904	2,870
利用率	59.6%	59.9%	60.3%	60.5%	60.9%

②市全体の年度ごとの需要量と供給量

■年度ごとの就学前教育・保育の需要量と供給量

単位:人

令和 7 年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,634	619	4,824	659	1,577	1,850
供給量 [b]	5,722		5,307	702	1,520	1,754
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,088		▲ 136	43	▲ 57	▲ 96

令和 8 年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,558	608	4,730	652	1,573	1,783
供給量 [b]	5,527		5,241	702	1,544	1,780
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	1,969		▲ 97	50	▲ 29	▲ 3

令和 9 年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,520	599	4,660	647	1,555	1,778
供給量 [b]	5,527		5,241	702	1,544	1,780
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,007		▲ 18	55	▲ 11	2

令和 10 年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,443	586	4,566	644	1,546	1,758
供給量 [b]	5,527		5,275	705	1,559	1,788
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,084		123	61	13	30

令和 11 年度	3～5歳			0歳	1歳	2歳
	1号	2号(幼稚園 利用希望)	2号	3号	3号	3号
需要量 [a]	3,365	573	4,467	639	1,535	1,747
供給量 [b]	5,527		5,275	705	1,559	1,788
必要見込み量 [c]=[b]-[a]	2,162		235	66	24	41

③中学校区・整備圏域別の需要量と供給量【1号認定・2号認定】

需要量は中学校区・義務教育学校区単位で把握し、整備圏域を基準として供給体制を確保していきます。令和7年度から令和11年度までを整備圏域ごとにみると、1号認定の需要量に対する供給量はいずれも上回っています。また、2号認定についても、令和10年度には需要量に対する供給量は上回る見込みとなっています。

■令和7年度の3～5歳児の就学前教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	1号認定			2号認定						
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量[a]			供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]		
					幼稚 園 利用 希望	保育	合計				
石切	第1	163	455	292	274	24	186	210	174	▲ 36	▲ 24
孔舎衙		137	119	▲ 18		19	152	171	183	12	
池島学園	第2	87	144	57	360	14	107	121	117	▲ 4	▲ 17
縄手		93	15	▲ 78		15	123	138	59	▲ 79	
縄手北		85	295	210		13	111	124	149	25	
くすは 縄手南校		117	234	117		19	155	174	167	▲ 7	
枚岡		152	206	54		25	201	226	274	48	
盾津	第3	306	504	198	209	59	530	589	703	114	▲ 7
盾津東		145	156	11		30	238	268	147	▲ 121	
英田	第4	204	294	90	118	32	228	260	452	192	▲ 35
玉川		167	99	▲ 68		25	223	248	185	▲ 63	
花園		170	324	154		26	200	226	262	36	
若江		201	143	▲ 58		30	237	267	67	▲ 200	
楠根	第5	185	378	193	193	44	352	396	386	▲ 10	▲ 10
意岐部	第6	82	3	▲ 79	878	15	111	126	232	106	▲ 20
小阪		220	316	96		36	288	324	313	▲ 11	
新喜多		178	774	596		28	224	252	189	▲ 63	
高井田		131	171	40		22	174	196	206	10	
長栄		147	174	27		23	180	203	154	▲ 49	
布施		147	345	198		24	191	215	202	▲ 13	
柏田	第7	86	57	▲ 29	56	17	102	119	121	2	▲ 23
金岡		71	240	169		14	90	104	186	82	
上小阪		171	193	22		31	202	233	191	▲ 42	
長瀬		92	68	▲ 24		17	108	125	77	▲ 48	
弥刀		97	15	▲ 82		17	111	128	111	▲ 17	
合計		3,634	5,722	2,088	2,088	619	4,824	5,443	5,307	▲ 136	▲ 136

■令和8年度の3～5歳児の就学前教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	1号認定			2号認定					
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量[a]			供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	
					幼稚 園 利 用 希 望	保 育	合 計			
石切	第1	162	455	293	276	24	182	206	174	▲32
孔舎衙		136	119	▲17		19	148	167	183	16
池島学園	第2	83	144	61	366	14	110	124	117	▲7
縄手		109	15	▲94		15	113	128	59	▲69
縄手北		85	295	210		14	113	127	149	22
くすは 縄手南校		107	234	127		18	142	160	167	7
枚岡		144	206	62		25	192	217	250	33
盾津	第3	280	504	224	238	56	513	569	703	134
盾津東		142	156	14		31	251	282	147	▲135
英田	第4	199	294	95	118	31	224	255	452	197
玉川		162	99	▲63		22	190	212	164	▲48
花園		169	324	155		29	224	253	262	9
若江		212	143	▲69		30	227	257	67	▲190
楠根	第5	178	378	200	200	39	351	390	386	▲4
意岐部	第6	80	3	▲77	715	14	110	124	211	87
小阪		204	316	112		35	276	311	313	2
新喜多		172	774	602		28	222	250	189	▲61
高井田		129	171	42		22	174	196	206	10
長栄		146	174	28		25	193	218	154	▲64
布施		142	150	8		24	191	215	232	17
柏田	第7	80	57	▲23	56	14	76	90	121	31
金岡		64	240	176		11	71	82	186	104
上小阪		179	193	14		32	205	237	191	▲46
長瀬		93	68	▲25		17	111	128	77	▲51
弥刀		101	15	▲86		19	121	140	81	▲59
合計		3,558	5,527	1,969	1,969	608	4,730	5,338	5,241	▲97
										▲97

■令和9年度の3～5歳児の就学前の教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	1号認定			2号認定					
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量[a]			供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	
					幼稚 園 利 用 希 望	保 育	合 計			
石切	第 1	152	455	303	284	21	170	191	174	▲ 17
孔舎衙		138	119	▲ 19		20	151	171	183	12
池島学園	第 2	80	144	64	380	14	106	120	117	▲ 3
縄手		113	15	▲ 98		17	128	145	59	▲ 86
縄手北		84	295	211		14	112	126	149	23
くすは 縄手南校		98	234	136		17	129	146	167	21
枚岡		139	206	67		24	183	207	250	43
盾津	第 3	271	504	233	248	53	505	558	703	145
盾津東		141	156	15		31	251	282	147	▲ 135
英田	第 4	183	294	111	139	31	225	256	452	196
玉川		167	99	▲ 68		24	213	237	164	▲ 73
花園		165	324	159		24	182	206	262	56
若江		206	143	▲ 63		31	236	267	67	▲ 200
楠根	第 5	168	378	210	210	39	340	379	386	7
意岐部	第 6	73	3	▲ 70	697	12	100	112	211	99
小阪		205	316	111		34	263	297	313	16
新喜多		175	774	599		30	236	266	189	▲ 77
高井田		137	171	34		22	169	191	206	15
長栄		150	174	24		26	197	223	154	▲ 69
布施		151	150	▲ 1		25	189	214	232	18
柏田	第 7	90	57	▲ 33	49	15	89	104	121	17
金岡		66	240	174		12	85	97	186	89
上小阪		175	193	18		30	187	217	191	▲ 26
長瀬		97	68	▲ 29		17	113	130	77	▲ 53
弥刀		96	15	▲ 81		16	101	117	81	▲ 36
合計		3,520	5,527	2,007	2,007	599	4,660	5,259	5,241	▲18 ▲18

■令和 10 年度の3~5歳児の就学前の教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	1号認定			2号認定						
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量[a]			供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]		
					幼稚 園 利 用 希 望	保 育	合 計				
石切	第 1	145	455	310	299	22	165	187	174	▲ 13	5
孔舎衙		130	119	▲ 11		19	146	165	183	18	
池島学園	第 2	81	144	63	400	14	107	121	117	▲ 4	7
縄手		111	15	▲ 96		19	144	163	59	▲ 104	
縄手北		79	295	216		13	105	118	149	31	
くすは 縄手南校		95	234	139		16	126	142	167	25	
枚岡		128	206	78		22	169	191	250	59	
盾津	第 3	263	504	241	264	53	496	549	703	154	23
盾津東		133	156	23		28	250	278	147	▲ 131	
英田	第 4	174	294	120	156	30	215	245	452	207	▲ 4
玉川		162	99	▲ 63		24	208	232	164	▲ 68	
花園		164	324	160		24	186	210	262	52	
若江		204	143	▲ 61		31	231	262	67	▲ 195	
楠根	第 5	167	378	211	211	39	324	363	386	23	23
意岐部	第 6	70	3	▲ 67	701	12	96	108	211	103	50
小阪		210	316	106		36	282	318	313	▲ 5	
新喜多		168	774	606		29	229	258	189	▲ 69	
高井田		136	171	35		21	164	185	206	21	
長栄		155	174	19		24	187	211	154	▲ 57	
布施		148	150	2		23	180	203	260	57	
柏田	第 7	91	57	▲ 34	53	15	90	105	121	16	19
金岡		63	240	177		11	71	82	186	104	
上小阪		176	193	17		30	189	219	197	▲ 22	
長瀬		93	68	▲ 25		16	100	116	77	▲ 39	
弥刀		97	15	▲ 82		15	106	121	81	▲ 40	
合計		3,443	5,527	2,084	2,084	586	4,566	5,152	5,275	123	123

■令和 11 年度の3~5歳児の就学前の教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	1号認定			2号認定							
		需要 量 [a]	供給 量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量[a]			供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]			
					幼稚園 利用希望	保育	合計					
石切	第 1	137	455	318	315	20	159	179	174	▲ 5	22	
孔舎衙		122	119	▲ 3		18	138	156	183	27		
池島学園	第 2	77	144	67	421	13	105	118	117	▲ 1	24	
縄手		99	15	▲ 84		17	132	149	59	▲ 90		
縄手北		78	295	217		13	105	118	149	31		
くすは 縄手南校		96	234	138		16	131	147	167	20		
枚岡		123	206	83		21	165	186	250	64		
盾津	第 3	258	504	246	275	52	491	543	703	160	38	
盾津東		127	156	29		30	239	269	147	▲ 122		
英田	第 4	175	294	119	176	30	209	239	452	213	16	
玉川		159	99	▲ 60		24	210	234	164	▲ 70		
花園		159	324	165		23	181	204	262	58		
若江		191	143	▲ 48		29	223	252	67	▲ 185		
楠根	第 5	164	378	214	214	35	314	349	386	37	37	
意岐部	第 6	69	3	▲ 66	701	12	95	107	211	104	63	
小阪		214	316	102		36	288	324	313	▲ 11		
新喜多		169	774	605		29	229	258	189	▲ 69		
高井田		133	171	38		21	155	176	206	30		
長栄		152	174	22		23	179	202	154	▲ 48		
布施		150	150	0		24	179	203	260	57		
柏田	第 7	96	57	▲ 39	60	16	98	114	121	7	35	
金岡		65	240	175		11	73	84	186	102		
上小阪		171	193	22		29	182	211	197	▲ 14		
長瀬		90	68	▲ 22		15	95	110	77	▲ 33		
弥刀		91	15	▲ 76		16	92	108	81	▲ 27		
合計		3,365	5,527	2,162		2,162	573	4,467	5,040	5,275	235	235

④中学校区・整備圏域別の需要量と供給量【3号認定】

需要量は中学校区・義務教育学校区単位で把握し、整備圏域を基準として供給体制を確保していきます。整備圏域ごとにみると、令和9年度までは1歳で需要量に対する供給量は下回っていますが、令和10年度にはいずれも上回っています。

■令和7年度の0～2歳児の就学前の教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	0歳			1歳			2歳				
		需要 量[a]	供給 量[b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要 量[a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要 量[a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]		
石切	第1	23	24	1	5	63	55	▲ 8	▲13	72	66	▲ 6
孔舎衛		20	24	4		61	56	▲ 5		63	59	▲ 4
池島学園	第2	17	14	▲ 3	12	41	29	▲ 12	▲ 7	72	40	▲ 32
縄手		14	23	9		38	35	▲ 3		46	36	▲ 10
縄手北		15	28	13		36	45	9		30	51	21
くすは 縄手南校		19	12	▲ 7		45	35	▲ 10		47	45	▲ 2
枚岡		21	21	0		58	67	9		63	77	14
盾津	第3	50	82	32	12	130	178	48	▲ 6	149	194	45
盾津東		33	13	▲ 20		85	31	▲ 54		87	35	▲ 52
英田	第4	41	58	17	3	86	132	46	▲ 5	118	170	52
玉川		37	23	▲ 14		100	77	▲ 23		95	69	▲ 26
花園		28	33	5		78	80	2		91	94	3
若江		30	25	▲ 5		82	52	▲ 30		101	51	▲ 50
楠根	第5	41	51	10	10	93	88	▲ 5	▲ 5	113	108	▲ 5
意岐部	第6	19	37	18	1	30	64	34	▲ 11	44	65	21
小阪		35	37	2		104	94	▲ 10		111	109	▲ 2
新喜多		33	29	▲ 4		64	58	▲ 6		87	65	▲ 22
高井田		31	26	▲ 5		55	53	▲ 2		68	58	▲ 10
長栄		35	35	0		67	62	▲ 5		89	81	▲ 8
布施		37	27	▲ 10		76	54	▲ 22		72	71	▲ 1
柏田	第7	12	12	0	0	34	42	8	▲ 10	32	47	15
金岡		12	22	10		36	39	3		35	47	12
上小阪		25	25	0		59	60	1		77	69	▲ 8
長瀬		13	6	▲ 7		31	16	▲ 15		48	22	▲ 26
弥刀		18	15	▲ 3		25	18	▲ 7		40	25	▲ 15
合計		659	702	43	43	1,577	1,520	▲ 57	▲ 57	1,850	1,754	▲ 96
												▲ 96

■令和8年度の0～2歳児の就学前の教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	0歳			1歳			2歳					
		需 要 量 [a]	供 給 量 [b]	必要見込 み量 [c]=[b]-[a]	需 要 量 [a]	供 給 量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需 要 量 [a]	供 給 量 [b]	必要見込み 量 [c]=[b]-[a]			
石切	第 1	22	24	2	6	64	67	3	▲ 1	71	76	5	1
孔舎衙		20	24	4		60	56	▲ 4		63	59	▲ 4	
池島学園	第 2	17	14	▲ 3	13	38	29	▲ 9	▲ 6	69	40	▲ 29	▲ 1
縄手		16	23	7		39	35	▲ 4		44	36	▲ 8	
縄手北		16	28	12		37	45	8		29	51	22	
くすは 縄手南校		18	12	▲ 6		45	35	▲ 10		46	45	▲ 1	
枚岡		18	21	3		58	67	9		62	77	15	
盾津	第 3	50	82	32	13	133	178	45	▲ 6	146	194	48	1
盾津東		32	13	▲ 19		82	31	▲ 51		82	35	▲ 47	
英田	第 4	41	58	17	4	94	132	38	▲ 4	116	170	54	▲ 6
玉川		37	23	▲ 14		93	77	▲ 16		95	69	▲ 26	
花園		27	33	6		74	80	6		87	94	7	
若江		30	25	▲ 5		84	52	▲ 32		92	51	▲ 41	
楠根	第 5	40	51	11	11	92	88	▲ 4	▲ 4	105	108	3	3
意岐部	第 6	18	37	19	2	39	64	25	2	36	65	29	4
小阪		35	37	2		97	103	6		115	119	4	
新喜多		35	29	▲ 6		63	58	▲ 5		87	65	▲ 22	
高井田		28	26	▲ 2		56	53	▲ 3		62	58	▲ 4	
長栄		35	35	0		71	62	▲ 9		82	81	▲ 1	
布施		38	27	▲ 11		69	57	▲ 12		79	77	▲ 2	
柏田	第 7	12	12	0	1	39	42	3	▲ 10	41	47	6	▲ 5
金岡		12	22	10		37	39	2		36	47	11	
上小阪		25	25	0		49	60	11		73	69	▲ 4	
長瀬		13	6	▲ 7		29	16	▲ 13		40	22	▲ 18	
弥刀		17	15	▲ 2		31	18	▲ 13		25	25	0	
合計		652	702	50	50	1,573	1,544	▲ 29	▲ 29	1,783	1,780	▲ 3	▲ 3

■令和9年度の0～2歳児の就学前の教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	0歳			1歳			2歳					
		需 要 量 [a]	供 給 量 [b]	必要見込 み量 [c]=[b]- [a]	需 要 量 [a]	供 給 量 [b]	必要見込 み量 [c]=[b]-[a]	需 要 量 [a]	供 給 量 [b]	必要見込 み量 [c]=[b]-[a]			
石切	第 1	22	24	2	7	64	67	3	1	71	76	5	1
孔舎衙		19	24	5		58	56	▲ 2		63	59	▲ 4	
池島学園	第 2	17	14	▲ 3	14	36	29	▲ 7	▲ 4	68	40	▲ 28	0
縄手		15	23	8		41	35	▲ 6		42	36	▲ 6	
縄手北		15	28	13		35	45	10		31	51	20	
くすは 縄手南校		18	12	▲ 6		46	35	▲ 11		49	45	▲ 4	
枚岡		19	21	2		57	67	10		59	77	18	
盾津		50	82	32		131	178	47		144	194	50	1
盾津東	第 3	32	13	▲ 19	13	82	31	▲ 51	▲ 4	84	35	▲ 49	
英田		41	58	17		91	132	41		115	170	55	▲ 6
玉川	第 4	37	23	▲ 14	5	91	77	▲ 14	▲ 1	95	69	▲ 26	
花園		27	33	6		71	80	9		85	94	9	
若江		29	25	▲ 4		89	52	▲ 37		95	51	▲ 44	
楠根	第 5	40	51	11	11	90	88	▲ 2	▲ 2	103	108	5	5
意岐部	第 6	18	37	19	3	38	64	26	5	39	65	26	5
小阪		35	37	2		94	103	9		114	119	5	
新喜多		33	29	▲ 4		62	58	▲ 4		85	65	▲ 20	
高井田		29	26	▲ 3		56	53	▲ 3		60	58	▲ 2	
長栄		35	35	0		72	62	▲ 10		82	81	▲ 1	
布施		38	27	▲ 11		70	57	▲ 13		80	77	▲ 3	
柏田	第 7	11	12	1	2	39	42	3	▲ 6	42	47	5	▲ 4
金岡		12	22	10		36	39	3		40	47	7	
上小阪		25	25	0		52	60	8		70	69	▲ 1	
長瀬		13	6	▲ 7		28	16	▲ 12		33	22	▲ 11	
弥刀		17	15	▲ 2		26	18	▲ 8		29	25	▲ 4	
合計		647	702	55	55	1,555	1,544	▲ 11	▲ 11	1,778	1,780	2	2

■令和 10 年度の0~2歳児の就学前の教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	0歳			1歳			2歳					
		需 要 量 [a]	供 給 量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需 要 量 [a]	供 給 量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需 要 量 [a]	供 給 量 [b]	必要見込み 量 [c]=[b]-[a]			
石切	第 1	21	24	3	7	64	67	3	2	70	76	6	3
孔舎衙		20	24	4		57	56	▲ 1		62	59	▲ 3	
池島学園	第 2	16	14	▲ 2	15	35	29	▲ 6	0	68	40	▲ 28	3
縄手		16	23	7		43	35	▲ 8		42	36	▲ 6	
縄手北		15	28	13		35	45	10		30	51	21	
くすは 縄手南校		17	12	▲ 5		45	35	▲ 10		49	45	▲ 4	
枚岡		19	21	2		53	67	14		57	77	20	
盾津		50	82	32		130	178	48	▲ 1	142	194	52	6
盾津東		31	13	▲ 18		80	31	▲ 49		81	35	▲ 46	
英田	第 4	41	58	17	6	90	132	42	0	111	170	59	1
玉川		37	23	▲ 14		90	77	▲ 13		94	69	▲ 25	
花園		26	33	7		71	80	9		83	94	11	
若江		29	25	▲ 4		90	52	▲ 38		95	51	▲ 44	
楠根	第 5	40	51	11	11	86	88	2	2	102	108	6	6
意岐部	第 6	18	37	19	3	38	64	26	10	40	65	25	10
小阪		34	37	3		96	103	7		113	119	6	
新喜多		33	29	▲ 4		63	58	▲ 5		85	65	▲ 20	
高井田		27	26	▲ 1		56	53	▲ 3		60	58	▲ 2	
長栄		35	35	0		72	62	▲ 10		82	81	▲ 1	
布施		41	27	▲ 14		69	64	▲ 5		80	82	2	
柏田	第 7	11	12	1	5	41	42	1	0	41	47	6	1
金岡		12	22	10		36	39	3		39	47	8	
上小阪		25	25	0		51	62	11		71	71	0	
長瀬		13	6	▲ 7		28	16	▲ 12		32	22	▲ 10	
弥刀		17	18	1		27	24	▲ 3		29	26	▲ 3	
合計		644	705	61	61	1,546	1,559	13	13	1,758	1,788	30	30

■令和 11 年度の0～2歳児の就学前の教育・保育の需要量と供給量

単位:人

中学校 区・義務 教育学校 区	整備 圏域	0歳			1歳			2歳					
		需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要 量[a]	供給 量[b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]	需要量 [a]	供給量 [b]	必要見込み量 [c]=[b]-[a]			
石切	第 1	22	24	2	7	64	67	3	3	70	76	6	
孔舎衙		19	24	5		56	56	0		61	59	▲2	
池島学園	第 2	16	14	▲2	15	35	29	▲6	2	68	40	▲28	
縄手		16	23	7		43	35	▲8		41	36	▲5	
縄手北		15	28	13		36	45	9		30	51	21	
くすは 縄手南校		16	12	▲4		44	35	▲9		49	45	▲4	
枚岡		20	21	1		51	67	16		57	77	20	
盾津	第 3	50	82	32	14	129	178	49	2	141	194	53	
盾津東		31	13	▲18		78	31	▲47		80	35	▲45	
英田	第 4	40	58	18	7	87	132	45	1	112	170	58	
玉川		37	23	▲14		91	77	▲14		91	69	▲22	
花園		26	33	7		71	80	9		83	94	11	
若江		29	25	▲4		91	52	▲39		95	51	▲44	
楠根	第 5	39	51	12	12	84	88	4	4	101	108	7	7
意岐部	第 6	19	37	18	5	37	64	27	10	39	65	26	12
小阪		34	37	3		95	103	8		113	119	6	
新喜多		31	29	▲2		62	58	▲4		85	65	▲20	
高井田		29	26	▲3		55	53	▲2		60	58	▲2	
長栄		36	35	▲1		73	62	▲11		81	81	0	
布施		37	27	▲10		72	64	▲8		80	82	2	
柏田	第 7	11	12	1	6	39	42	3	2	41	47	6	3
金岡		11	22	11		36	39	3		38	47	9	
上小阪		25	25	0		50	62	12		70	71	1	
長瀬		13	6	▲7		29	16	▲13		32	22	▲10	
弥刀		17	18	1		27	24	▲3		29	26	▲3	
合計		639	705	66	66	1,535	1,559	24	24	1,747	1,788	41	41

(2) 就学前の教育・保育の供給体制の確保の内容と実施時期

①整備圏域ごとの施設類型別の供給体制

令和7年度は認可施設（幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育施設）の定員数に加えて、市内の企業主導型保育施設48施設の入所状況を勘案しています。令和8年度から11年度は、各前年度の供給量に民間保育施設の増改築や小規模保育施設の整備等による変化量及び公立再編整備等の変化量を含めた量を供給体制としています。各年度別では令和9年度までは2号認定児と1歳児で供給量が不足していますが、令和10年度には充足する見込みとなります。なお、今後も安定した事業運営のため、人材確保に向けた取組を継続していきます。

■令和7年度の施設類型別の供給体制

単位:人

整備圏域	需要量と提供体制	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
		1号	2号 (幼稚園利用希望)	2号	3号		
第1	需要量[a]	300	43	338	43	124	135
	認可施設	574		345	43	84	107
	企業主導型保育施設	0		12	5	27	18
	小計[b]	574		357	48	111	125
第2	必要見込み量[c]=[b]-[a]	274		▲ 24	5	▲ 13	▲ 10
	需要量[a]	534	86	697	86	218	258
	認可施設	894		746	90	165	219
	企業主導型保育施設	0		20	8	46	30
第3	小計[b]	894		766	98	211	249
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	360		▲ 17	12	▲ 7	▲ 9
	需要量[a]	451	89	768	83	215	236
	認可施設	660		832	87	168	202
第4	企業主導型保育施設	0		18	8	41	27
	小計[b]	660		850	95	209	229
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	209		▲ 7	12	▲ 6	▲ 7
	需要量[a]	742	113	888	136	346	405
第5	認可施設	860		911	116	212	299
	企業主導型保育施設	0		55	23	129	85
	小計[b]	860		966	139	341	384
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	118		▲ 35	3	▲ 5	▲ 21
第6	需要量[a]	185	44	352	41	93	113
	認可施設	378		382	49	81	102
	企業主導型保育施設	0		4	2	7	6
	小計[b]	378		386	51	88	108
第7	必要見込み量[c]=[b]-[a]	193		▲ 10	10	▲ 5	▲ 5
	需要量[a]	905	148	1,168	190	396	471
	認可施設	1,783		1,269	180	321	408
	企業主導型保育施設	0		27	11	64	41
合計	小計[b]	1,783		1,296	191	385	449
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	878		▲ 20	1	▲ 11	▲ 22
	需要量[a]	517	96	613	80	185	232
	認可施設	573		669	73	137	185
合計	企業主導型保育施設	0		17	7	38	25
	小計[b]	573		686	80	175	210
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	56		▲ 23	0	▲ 10	▲ 22
	需要量[a]	3,634	619	4,824	659	1,577	1,850
合計	認可施設	5,722		5,154	638	1,168	1,522
	企業主導型保育施設	0		153	64	352	232
	小計[b]	5,722		5,307	702	1,520	1,754
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	2,088		▲ 136	43	▲ 57	▲ 96

■令和8年度の施設類型別の供給体制

単位:人

整備 圏域	需要量と提供体制	3~5歳			0歳	1歳	2歳
		1号	2号 (幼稚園利用 希望)	2号	3号		
第1	需要量[a]	298	43	330	42	124	134
	前年度の供給量	574		357	48	111	125
	保育所の整備等	0		0	0	12	10
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	574		357	48	123	135
第2	必要見込み量[c]=[b]-[a]	276		▲ 16	6	▲ 1	1
	需要量[a]	528	86	670	85	217	250
	前年度の供給量	894		766	98	211	249
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		▲ 24	0	0	0
第3	小計[b]	894		742	98	211	249
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	366		▲ 14	13	▲ 6	▲ 1
	需要量[a]	422	87	764	82	215	228
	前年度の供給量	660		850	95	209	229
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
第4	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	660		850	95	209	229
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	238		▲ 1	13	▲ 6	1
	需要量[a]	742	112	865	135	345	390
	前年度の供給量	860		966	139	341	384
第5	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		▲ 21	0	0	0
	小計[b]	860		945	139	341	384
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	118		▲ 32	4	▲ 4	▲ 6
	需要量[a]	178	39	351	40	92	105
第6	前年度の供給量	378		386	51	88	108
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	378		386	51	88	108
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	200		▲ 4	11	▲ 4	3
第7	需要量[a]	873	148	1,166	189	395	461
	前年度の供給量	1,783		1,296	191	385	449
	保育所の整備等	▲ 195		30	0	12	16
	公立再編整備等	0		▲ 21	0	0	0
	小計[b]	1,588		1,305	191	397	465
合計	必要見込み量[c]=[b]-[a]	715		▲ 9	2	2	4
	需要量[a]	517	93	584	79	185	215
	前年度の供給量	573		686	80	175	210
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		▲ 30	0	0	0
合計	小計[b]	573		656	80	175	210
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	56		▲ 21	1	▲ 10	▲ 5
	需要量[a]	3,558	608	4,730	652	1,573	1,783
	前年度の供給量	5,722		5,307	702	1,520	1,754
	保育所の整備等	▲ 195		30	0	24	26
合計	公立再編整備等	0		▲ 96	0	0	0
	小計[b]	5,527		5,241	702	1,544	1,780
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	1,969		▲ 97	50	▲ 29	▲ 3

■令和9年度の施設類型別の供給体制

単位:人

整備 圏域	需要量と提供体制	3~5歳			0歳	1歳	2歳
		1号	2号 (幼稚園利用 希望)	2号	3号		
第1	需要量[a]	290	41	321	41	122	134
	前年度の供給量	574		357	48	123	135
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	574		357	48	123	135
第2	必要見込み量[c]=[b]-[a]	284		▲ 5	7	1	1
	需要量[a]	514	86	658	84	215	249
	前年度の供給量	894		742	98	211	249
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
第3	小計[b]	894		742	98	211	249
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	380		▲ 2	14	▲ 4	0
	需要量[a]	412	84	756	82	213	228
	前年度の供給量	660		850	95	209	229
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
第4	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	660		850	95	209	229
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	248		10	13	▲ 4	1
	需要量[a]	721	110	856	134	342	390
	前年度の供給量	860		945	139	341	384
第5	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	860		945	139	341	384
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	139		▲ 21	5	▲ 1	▲ 6
	需要量[a]	168	39	340	40	90	103
第6	前年度の供給量	378		386	51	88	108
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	378		386	51	88	108
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	210		7	11	▲ 2	5
第7	需要量[a]	891	149	1,154	188	392	460
	前年度の供給量	1,588		1,305	191	397	465
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	1,588		1,305	191	397	465
合計	必要見込み量[c]=[b]-[a]	697		2	3	5	5
	需要量[a]	524	90	575	78	181	214
	前年度の供給量	573		656	80	175	210
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
合計	小計[b]	573		656	80	175	210
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	49		▲ 9	2	▲ 6	▲ 4
	需要量[a]	3,520	599	4,660	647	1,555	1,778
	前年度の供給量	5,527		5,241	702	1,544	1,780
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
合計	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	5,527		5,241	702	1,544	1,780
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	2,007		▲ 18	55	▲ 11	2

■令和 10 年度の施設類型別の供給体制

単位:人

整備 圏域	需要量と提供体制	3~5歳			0歳	1歳	2歳
		1号	2号 (幼稚園利用 希望)	2号	3号		
第 1	需要量[a]	275	41	311	41	121	132
	前年度の供給量	574		357	48	123	135
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	574		357	48	123	135
第 2	必要見込み量[c]=[b]-[a]	299		5	7	2	3
	需要量[a]	494	84	651	83	211	246
	前年度の供給量	894		742	98	211	249
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
第 3	小計[b]	894		742	98	211	249
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	400		7	15	0	3
	需要量[a]	396	81	746	81	210	223
	前年度の供給量	660		850	95	209	229
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
第 4	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	660		850	95	209	229
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	264		23	14	▲ 1	6
	需要量[a]	704	109	840	133	341	383
	前年度の供給量	860		945	139	341	384
第 5	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	860		945	139	341	384
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	156		▲ 4	6	0	1
	需要量[a]	167	39	324	40	86	102
第 6	前年度の供給量	378		386	51	88	108
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	378		386	51	88	108
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	211		23	11	2	6
第 7	需要量[a]	887	145	1,138	188	394	460
	前年度の供給量	1,588		1,305	191	397	465
	保育所の整備等	0		28	0	7	5
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	1,588		1,333	191	404	470
合計	必要見込み量[c]=[b]-[a]	701		50	3	10	10
	需要量[a]	520	87	556	78	183	212
	前年度の供給量	573		656	80	175	210
	保育所の整備等	0		6	3	8	3
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
合計	小計[b]	573		662	83	183	213
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	53		19	5	0	1
	需要量[a]	3,443	586	4,566	644	1,546	1,758
	前年度の供給量	5,527		5,241	702	1,544	1,780
	保育所の整備等	0		34	3	15	8
合計	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	5,527		5,275	705	1,559	1,788
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	2,084		123	61	13	30

■令和 11 年度の施設類型別の供給体制

単位:人

整備 圏域	需要量と提供体制	3~5歳			0歳	1歳	2歳
		1号	2号 (幼稚園利用 希望)	2号	3号		
第 1	需要量[a]	259	38	297	41	120	131
	前年度の供給量	574		357	48	123	135
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	574		357	48	123	135
第 2	必要見込み量[c]=[b]-[a]	315		22	7	3	4
	需要量[a]	473	80	638	83	209	245
	前年度の供給量	894		742	98	211	249
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
第 3	小計[b]	894		742	98	211	249
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	421		24	15	2	4
	需要量[a]	385	82	730	81	207	221
	前年度の供給量	660		850	95	209	229
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
第 4	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	660		850	95	209	229
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	275		38	14	2	8
	需要量[a]	684	106	823	132	340	381
	前年度の供給量	860		945	139	341	384
第 5	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	860		945	139	341	384
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	176		16	7	1	3
	需要量[a]	164	35	314	39	84	101
第 6	前年度の供給量	378		386	51	88	108
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	378		386	51	88	108
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	214		37	12	4	7
第 7	需要量[a]	887	145	1,125	186	394	458
	前年度の供給量	1,588		1333	191	404	470
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	1,588		1333	191	404	470
合計	必要見込み量[c]=[b]-[a]	701		63	5	10	12
	需要量[a]	513	87	540	77	181	210
	前年度の供給量	573		662	83	183	213
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
	公立再編整備等	0		0	0	0	0
合計	小計[b]	573		662	83	183	213
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	60		35	6	2	3
	需要量[a]	3,365	573	4,467	639	1,535	1,747
	前年度の供給量	5,527		5,275	705	1,559	1,788
	保育所の整備等	0		0	0	0	0
合計	公立再編整備等	0		0	0	0	0
	小計[b]	5,527		5,275	705	1,559	1,788
	必要見込み量[c]=[b]-[a]	2,162		235	66	24	41

②就学前の教育・保育の供給体制の確保方策

今後人口の減少により、子どもの数も減少していくことが見込まれることから、新たな認可保育施設の整備は行わず、老朽化に伴う既存施設の増改築等による定員の増と、小規模保育施設の整備により対応していく予定としています。整備圏域別の施設整備予定は、次の表のとおりの予定としています。

■施設整備予定(増改築等及び小規模保育施設)

整備圏域		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	合計
2号・3号	令和7年度	幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	令和8年度	幼保連携型認定こども園	1	0	0	0	0	1	2
		保育所	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育施設	0	0	0	0	0	1	1
	令和9年度	幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	令和10年度	幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0	0	2
		保育所	0	0	0	0	0	1	1
		小規模保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	令和11年度	幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	0	0	0	0	0	0
		小規模保育施設	0	0	0	0	0	0	0

(3) 幼保連携型認定こども園への移行のための「指定都市・中核市の計画で定める数」

現在の施設の利用状況や幼保連携型認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて、以下の通り、「指定都市・中核市の計画で定める数」を設定します。

単位：人

	合計	1号認定	2号認定	3号認定 (0歳)	3号認定 (1歳)	3号認定 (2歳)
指定都市・中核市の計画で定める数	2,758	2,312	295	71	28	52

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

①事業概要

「事業内容」子どもまたはその保護者の身近な場所で、就学前の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

②施策展開の方向性（確保方策）

本市では、市ウェブサイト、子育てアプリ、市独自の子育て情報のパンフレット、子育てマップ等の媒体を通じて、また、幼稚園や保育施設、子育て支援センター、つどいの広場、保健センター、福祉事務所等で、子育て世帯の必要とする情報を提供してきました。引き続き、相談窓口や利用できる施設、各種事業について市民にわかりやすく広報し、丁寧な情報提供を行います。

また、保護者等のニーズを把握し、当事者の目線に立って、最適な子育て支援に係る施設や事業等を提案して円滑な利用の手助けをする役割を担う、コーディネートが必要であるとの考え方から、専門の支援員（子育てサポート）を配置しています。

今後は、本格的に開始されることも家庭センターを見据えて、各種サービスに関する相談・助言等、また、利用者支援事業や各種関係機関との連絡調整等をさらに強化し、相談支援を充実させます。令和6年度から利用者支援事業において、こども家庭センター型が新たに創設されていますが、こども家庭センターの設置とあわせて今後需給量の検討をおこないます。

■利用者支援事業の需要量と供給量

<基本型>

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	4	4	4	4	4
供給量 [b]	4	4	4	4	4

<特定型>

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	4	4	4	4	4
供給量 [b]	4	4	4	4	4

<こども家庭センター型>

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	3	3	3	3	3
供給量 [b]	3	3	3	3	3

※母子保健型がこども家庭センター型へ統合されたため、母子保健型の需要量と供給量を記載しています。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

①事業概要

«事業内容»保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。11時間の開所時間を超えて保育を実施しています。

«実施場所»各認定こども園、保育所（園）

②施策展開の方向性（確保方策）

本市ではほとんどの保育所（園）等で延長保育を実施し、その受け入れ施設の拡充に努めました。現在ニーズに対する供給量は満たしており、引き続き利用を希望する方が支援を受けられるよう、体制の充実を図ります。

■時間外保育事業(延長保育事業)の需要量と供給量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量[a]	2,275	2,228	2,199	2,162	2,126
供給量[b]	2,275	2,228	2,199	2,162	2,126
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0

(3) 留守家庭児童育成事業（放課後児童健全育成事業）

①事業概要

«対象» 小学生（1～6年生）

«事業内容»労働等により戸籍家庭にいない保護者をもつ児童を預かり、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

«実施場所»市立小学校敷地内

②施策展開の方向性（確保方策）

留守家庭児童クラブ（以下、「クラブ」という。）においては、小学1年生から6年生までの入会を希望する児童が利用できるよう専用教室確保のためプレハブの設置や教室改修に取り組んできました。

留守家庭児童育成事業の需要量と供給量については、共働き世帯の増加、女性の就業率上昇といった社会的背景から多くの学校で待機児童が発生している現状ですが、入会審査の基準としてニーズが高い低学年児童ほど高い指数を設定するなどにより、「小1の壁」の解消に取り組んでいるところです。

令和7年度以降は年度当初からの待機児童縮減に向け入会受付時期を変更し早期に正確な入会児童数の把握に努め、日中は授業、放課後はクラブとして利用する「一時利用」による定員増に取り組むとともに、引き続き需要増が見込まれる場合は学校をはじめとした関係部局と検討を重ね、専用教室への改修に取り組みます。

また、長期休業中等の開所時間を早くしてほしいというニーズが高いことから、開所時間前倒しに向け検討を進めています。

●需要量算出方法の概要

留守家庭児童育成事業の需要量と供給量及び小学校区別の需要量の算出については、アンケート結果に基づき行っていますが、実際の入会実績（P26「留守家庭児童育成事業の実施状況」）より多い結果となっています。

供給量（定員）はクラブ専用教室の定員を記載しています。待機児童対策として実施する学校の余裕教室の利用によって増加する定員は、年度ごとに異なるため含んでいません。

■留守家庭児童育成事業の需要量と供給量

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	1年生	1,483	1,374	1,198	1,228	1,276
	2年生	1,260	1,302	1,206	1,052	1,078
	3年生	924	940	971	900	785
	低学年	3,667	3,616	3,375	3,180	3,139
	4年生	511	517	526	543	503
	5年生	211	199	201	204	211
	6年生	89	84	79	80	81
	高学年	811	800	806	827	795
需要量 計 [a]		4,478	4,416	4,181	4,007	3,934
供給量（定員）[b]		4,389	4,389	4,389	4,389	4,389
過不足 [c] = [b] - [a]		▲ 89	▲ 27	208	382	455

③小学校区別の需要量と供給量

■小学校区別の需要量と供給量

単位:人

	需要量 [a]					供給量 (定員) [b]	過不足 [c] = [b] - [a]				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
繩手	70	68	66	61	61	38	▲ 32	▲ 30	▲ 28	▲ 23	▲ 23
繩手北	69	67	63	61	61	60	▲ 9	▲ 7	▲ 3	▲ 1	▲ 1
枚岡東	72	72	68	65	62	49	▲ 23	▲ 23	▲ 19	▲ 16	▲ 13
枚岡西	124	123	118	112	111	132	8	9	14	20	21
石切	189	184	175	172	168	134	▲ 55	▲ 50	▲ 41	▲ 38	▲ 34
孔舎衙	76	74	69	66	66	92	16	18	23	26	26
上四条	43	42	39	37	38	38	▲ 5	▲ 4	▲ 1	1	0
繩手東	87	85	83	80	76	76	▲ 11	▲ 9	▲ 7	▲ 4	0
孔舎衙東	78	77	73	70	68	38	▲ 40	▲ 39	▲ 35	▲ 32	▲ 30
石切東	121	118	112	108	107	105	▲ 16	▲ 13	▲ 7	▲ 3	▲ 2
成和	200	198	187	179	172	194	▲ 6	▲ 4	7	15	22
北宮	128	127	121	114	113	118	▲ 10	▲ 9	▲ 3	4	5
弥栄	79	78	75	70	69	80	1	2	5	10	11
玉川	88	86	79	75	75	76	▲ 12	▲ 10	▲ 3	1	1
玉美	74	72	67	65	64	69	▲ 5	▲ 3	2	4	5
英田北	160	158	151	146	142	160	0	2	9	14	18
若江	104	102	98	94	92	114	10	12	16	20	22
花園	43	44	41	38	37	38	▲ 5	▲ 6	▲ 3	0	1
鴻池東	78	77	75	71	70	114	36	37	39	43	44
玉串	93	91	83	81	80	96	3	5	13	15	16
岩田西	108	109	104	99	96	114	6	5	10	15	18
英田南	132	132	122	116	114	116	▲ 16	▲ 16	▲ 6	0	2
加納	135	134	127	122	118	120	▲ 15	▲ 14	▲ 7	▲ 2	2
花園北	43	43	41	38	38	76	33	33	35	38	38
荒川	79	78	72	69	69	69	▲ 10	▲ 9	▲ 3	0	0
長堂	72	71	66	62	62	64	▲ 8	▲ 7	▲ 2	2	2
高井田東	144	142	134	131	126	159	15	17	25	28	33
森河内	104	103	97	93	90	91	▲ 13	▲ 12	▲ 6	▲ 2	1
高井田西	55	54	51	51	50	49	▲ 6	▲ 5	▲ 2	▲ 2	▲ 1
楠根	108	106	99	95	95	95	▲ 13	▲ 11	▲ 4	0	0
意岐部	46	46	42	43	41	66	20	20	24	23	25
小阪	87	84	80	76	78	75	▲ 12	▲ 9	▲ 5	▲ 1	▲ 3
上小阪	106	104	100	95	94	114	8	10	14	19	20
弥刀	58	57	55	52	52	75	17	18	20	23	23
長瀬北	21	21	20	19	19	49	28	28	29	30	30
長瀬東	38	39	38	36	34	38	0	▲ 1	0	2	4
八戸の里	90	88	84	81	79	79	▲ 11	▲ 9	▲ 5	▲ 2	0
長瀬南	54	54	51	48	48	77	23	23	26	29	29
弥刀東	55	54	51	48	49	49	▲ 6	▲ 5	▲ 2	1	0
長瀬西	74	73	72	67	66	76	2	3	4	9	10
楠根東	57	57	53	50	50	90	33	33	37	40	40
柏田	15	15	14	14	14	37	22	22	23	23	23
西堤	124	122	115	111	109	114	▲ 10	▲ 8	▲ 1	3	5
八戸の里東	149	149	140	134	130	130	▲ 19	▲ 19	▲ 10	▲ 4	0
藤戸	76	75	71	69	68	94	18	19	23	25	26
大蓮	55	55	52	49	47	76	21	21	24	27	29
桜橋	90	90	85	84	80	80	▲ 10	▲ 10	▲ 5	▲ 4	0
布施	88	85	79	77	76	76	▲ 12	▲ 9	▲ 3	▲ 1	0
池島学園	130	127	121	114	115	113	▲ 17	▲ 14	▲ 8	▲ 1	▲ 2
くすは繩手南校	109	106	102	99	95	107	▲ 2	1	5	8	12
合計	4,478	4,416	4,181	4,007	3,934	4,389	▲ 89	▲ 27	208	382	455

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

①事業概要

«対象» 保護者が疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった家庭

«事業内容» 児童養護施設等において児童を預かります。

«実施場所» 児童養護施設（5施設）、乳児院（1施設）

②施策展開の方向性（確保方策）

委託事業者が大阪府より受託している一時保護事業との兼ね合いにより、供給量は厳しい状況が続くと予想されますが、引き続き事業者との調整を行っていきます。また、他市の実施状況を参考に、社会資源の開拓を検討していきます。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量[a]	1,040	1,020	1,010	990	970
供給量[b]	500	500	500	500	500
過不足 [c]=[b]-[a]	▲ 540	▲ 520	▲ 510	▲ 490	▲ 470

(5) 地域子育て支援拠点事業

①事業概要

【子育て支援センター】

《対象》 就学前児童とその保護者

《事業内容》公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・
育児相談等の基本事業を実施します。

《実施場所》7施設で実施

【つどいの広場】

《対象》 就学前児童と保護者

《事業内容》主に乳幼児とその保護者が、いつでも気軽に参加できる交流の場を提供します。

《実施場所》18施設で実施

②施策展開の方向性（確保方策）

令和6年度現在、本市には子育て支援センターが7箇所あります。また、子育て支援センターと同様に子育て家庭が交流する場としてつどいの広場があり、18箇所展開しています。

令和7年度から令和11年度にかけて、市域全体では需要量に対して供給量が上回っていますが、整備圏域別の詳細をみると供給量が需要量を下回っている地域があるため、整備圏域別の拠点機能の充実が課題となっています。

今後は、供給不足となっている地域の提供体制を確保するため、対策を講じていきます。それ以外の地域においては既存の社会資源を活用し、拠点機能の充実を図っていきます。

また、利用者支援事業とも連携し、支援を必要とするニーズに対応できるよう、在宅支援の充実を図っていきます。

■地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量

単位：人回（親のみ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	81,193	79,432	78,431	77,394	76,447
供給量 [b]	81,368	81,368	81,368	81,368	81,368
過不足 [c] = [b] - [a]	175	1,936	2,937	3,974	4,921

■第1整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第1整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	8,949	8,437	8,248	7,987	7,752
供給量 [b]	11,662	11,662	11,662	11,662	11,662
過不足 [c] = [b] - [a]	2,713	3,225	3,414	3,675	3,910

■第2整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第2整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	11,033	10,573	10,569	10,409	10,263
供給量 [b]	13,962	13,962	13,962	13,962	13,962
過不足 [c] = [b] - [a]	2,929	3,389	3,393	3,553	3,699

■第3整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第3整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	8,601	8,347	8,297	8,119	7,954
供給量 [b]	9,602	9,602	9,602	9,602	9,602
過不足 [c] = [b] - [a]	1,001	1,255	1,305	1,483	1,648

■第4整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第4整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	14,962	14,627	14,297	14,050	13,845
供給量 [b]	8,082	8,082	8,082	8,082	8,082
過不足 [c] = [b] - [a]	▲6,880	▲6,545	▲6,215	▲5,968	▲5,763

■第5整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第5整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	4,101	4,029	4,117	4,063	4,004
供給量 [b]	6,932	6,932	6,932	6,932	6,932
過不足 [c] = [b] - [a]	2,831	2,903	2,815	2,869	2,928

■第6整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第6整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	24,082	23,984	23,458	23,304	23,150
供給量 [b]	21,546	21,546	21,546	21,546	21,546
過不足 [c] = [b] - [a]	▲2,536	▲2,438	▲1,912	▲1,758	▲1,604

■第7整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第7整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	9,465	9,435	9,445	9,462	9,479
供給量 [b]	9,582	9,582	9,582	9,582	9,582
過不足 [c] = [b] - [a]	117	147	137	120	103

(6) 一時預かり事業

◆幼稚園型

①事業概要

«対象» 認定こども園や幼稚園に通う児童

«事業内容» 教育課程にかかる教育時間の前後や休業日等に、地域の実態や保護者の要請に応じて、教育活動を実施します。

«実施場所» 認定こども園、幼稚園

②施策展開の方向性（確保方策）

ニーズ量に対応した事業の提供体制は整っていますが、働き方の変化から、今後も一定のニーズが見込まれます。

安定した事業の実施とより良いサービスの提供ができるよう、保育士の確保を推進します。

■一時預かり事業(幼稚園型)の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	25,354	24,862	24,493	23,999	23,478
供給量 [b]	25,354	24,862	24,493	23,999	23,478
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

◆一般型

①事業概要

【就労型】

《対象》 主に就労している方で、認定こども園や保育所（園）に入所できない子ども

《事業内容》主に就労しているが認定こども園や保育所（園）に入所できない場合や不定期の就労に対応して、保育を実施します。

《実施場所》認定こども園、保育所（園）

【リフレッシュ型】

《対象》 主に在宅で子育てされている方とその子ども

《事業内容》リフレッシュや通院等が目的の一時的な預かりに対応します。

《実施場所》認定こども園、保育所（園）

②施策展開の方向性（確保方策）

一定数の提供体制は整っていますが、需要量の全てをカバーできる状況にはありません。また、昨今の保育士不足が続く中、利用児童の多様化・低年齢化に伴い、子ども1人1人の状態に応じた丁寧な関わりが求められており、職員体制が十分にとれず、実態としての提供体制については、縮小している傾向があります。

今後は、対応する人材の確保はもちろんですが、新たな整備や新しい事業形態の検討などを行い、保護者の育児負担の軽減を図り安心して子育てができる環境整備を実現できるよう提供体制を整えてまいります。

■一時預かり事業(一般型)の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	82,462	80,739	79,698	78,463	77,260
供給量 [b]	75,334	75,334	76,054	76,774	80,374
既存分	民間施設 45,474	45,474	46,194	46,914	47,634
	公立施設 29,860	29,860	29,860	29,860	32,740
過不足 [c] = [b] - [a]	▲ 7,128	▲5,405	▲3,644	▲1,689	3,114

(7) 病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

①事業概要

「対象」 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等に通所している等保育を必要とする児童
もしくは小学校1年生から3年生までの児童

「事業内容」病気等の「回復期」もしくは「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり、保育や看護を行います。

「実施場所」病児保育室（3箇所）

②施策展開の方向性（確保方策）

令和4年度に東部地域に新たに1箇所開設しました。ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、安定した事業運営と提供体制の維持ができるよう努めています。

また、利用者が気軽に利用できるよう情報発信等の広報を充実させていきます。

■病児保育事業の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	2,170	2,125	2,097	2,062	2,027
供給量 [b]	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
過不足 [c] = [b] - [a]	3,590	3,635	3,663	3,698	3,733

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

①事業概要

«対象» 0歳児～小学生

«事業内容» 主に児童の預かりや送迎、育児のリフレッシュ等につき、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方（援助会員）へつなぐ相互援助ネットワークとして組織されています。

②施策展開の方向性（確保方策）

ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、安定した事業運営ができるよう、援助会員の拡充と確保に努め、利用したい人が利用できる体制の整備・充実を推進します。

■ファミリー・サポート・センター事業【低学年】の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	415	409	399	388	381
供給量 [b]	415	409	399	388	381
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

■ファミリー・サポート・センター事業【高学年】の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	49	48	47	48	46
供給量 [b]	49	48	47	48	46
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

①事業概要

«対象» 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

«事業内容» 各家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等についての助言を行い支援します。

②施策展開の方向性（確保方策）

訪問率の向上に努めるとともに、訪問によって把握した育児支援が必要と考えられるケースには、再度保健師が訪問して適切な支援につなげます。事業実施に必要となる人員体制について供給量は確保できています。

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の需要量と供給量 単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	2,980	2,934	2,900	2,867	2,832
供給量 [b]	2,980	2,934	2,900	2,867	2,832
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

①事業概要

«対象» 養育支援が特に必要な家庭

«事業内容» 保育士、保健師、助産師等が家庭訪問して、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援（相談、指導、助言その他必要な支援）を行います。

②施策展開の方向性（確保方策）

ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、支援が必要な家庭を見落とさないように努めます。

■養育支援訪問事業の需要量と供給量 単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	60	60	60	60	60
供給量 [b]	60	60	60	60	60
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診事業

①事業概要

«対象» 妊婦

«事業内容» 市町村が必要に応じて妊婦に対し健康診査を行います。妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施します。

②施策展開の方向性（確保方策）

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産を迎える体制を確保します。医療機関等へ委託して実施することにより、供給量は確保できています。

■妊婦健診事業の需要量と供給量

単位:回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	44,820	44,130	43,610	43,120	42,590
供給量 [b]	44,820	44,130	43,610	43,120	42,590
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(12) 産後ケア事業

①事業概要

«事業内容»

出産後の心身ともに不安定な時期にある母子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートを目的とした事業であり、3種類のサービス（ショートステイ、デイサービス、訪問型）を用意することで、あらゆるニーズに対応できる環境を整え、安心して子育てができるまちづくりをめざします。

②施策展開の方向性（確保方策）

医療施設等に委託して実施しているが、令和5年4月1日より事業内容を拡充し、所得にかかわらず利用料の減免（1日当たり最大2,500円、最大5日）を行ったことにより、市民の産後ケア利用が大幅に増加（前年比1.6倍）しているため、令和6年4月1日より委託事業者を公募し、市民の利用ニーズにこたえることのできる環境づくりに取り組んでいきます。

■産後ケア事業の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	2,480	2,450	2,410	2,390	2,360
供給量 [b]	2,480	2,450	2,410	2,390	2,360
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）が創設されました。

こども誰でも通園制度は保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業等に通っている10歳6ヶ月から満3歳未満の子どもを対象に、令和6年度については試行的事業として一部の市町村で行われており、東大阪市でも令和6年7月より9園で、10月より10園で実施しています。令和8年度より乳児等のための支援給付として本格的に実施されることとなっていますが、計画に定める量の見込みについては、今後の実績や制度の概要等を踏まえ算出しています。

なお、一時預かり事業が、保護者の就労等の理由から児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるのに対し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保護者の就労要件は問わず、子どもを中心に、子どもの成長の観点から、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化すること」を目的としています。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

①事業概要

《事業内容》

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進をめざします。

具体的には、妊娠届出時に妊婦等へ面談実施、妊娠7か月ごろに「もうすぐママアンケート」の送付、アンケート送付後に希望者に対する面談の実施、妊娠8か月ごろに「もうすぐママ電話」を実施します。また、生後2か月ごろには、（8）乳児家庭全戸訪問事業による訪問等を実施し、ニーズに応じた支援となるよう取り組んでいます。

②施策展開の方向性（確保方策）

はぐくーむにおいて、妊婦やその配偶者等に対して、上記の面談等を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行うことができるよう、面談の実施体制を構築します。

■妊婦等包括相談支援事業の需要量と供給量

単位:回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	9,600	9,450	9,330	9,240	9,120
供給量 [b]	9,600	9,450	9,330	9,240	9,120
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(15) 子育て世帯訪問支援事業

①事業概要

«事業内容»

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みをじっくり聞くとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。

②施策展開の方向性（確保方策）

潜在的なニーズがある現状に鑑み、対象家庭やその支援者への事業の更なる周知とニーズに見合う事業者の確保を進めていきます。

■子育て世帯訪問支援事業の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	1,850	1,820	1,780	1,740	1,700
供給量 [b]	900	1,150	1,150	1,400	1,400
過不足 [c] = [b] - [a]	▲ 950	▲ 670	▲ 630	▲ 340	▲ 300

(16) 児童育成支援拠点事業

①事業概要

«事業内容»

子育てに不安を抱える家庭や学校以外の居場所を必要とする児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況を把握し、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供します。

②施策展開の方向性（確保方策）

本事業においては、子育てに不安を抱える家庭及び児童、学校以外の居場所を必要とする児童等への包括的支援を提供することとなるが、その支援内容は、多岐に渡ることが想定されるため、既存事業の活用も含め、関係部局と連携し、事業の実施の検討を進めていきます。

■児童育成支援拠点事業の需要量と供給量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	145	141	138	135	132
供給量 [b]	-	-	-	-	-

(17) 親子関係形成支援事業

①事業概要

«事業内容»

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

②施策展開の方向性（確保方策）

発達に課題のある子どもの保護者を対象にしたペアレント・トレーニング及び児童との関わり方の知識や方法を身に付けるための前向き子育てセミナーを実施しています。今後も親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている家庭を対象に支援に取り組んでいきます。

■親子関係形成支援事業の需要量と供給量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	72	72	72	72	72
供給量 [b]	72	72	72	72	72
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業概要

«事業内容»

保護者の所得等の状況を勘案し、保護者が負担する日用品、文具等、副食費等の実費徴収に係る費用の一部を助成します。

②施策展開の方向性（確保方策）

令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園に通う年収360万未満世帯や第3子以降の子どもがいる世帯等に対して、当事業により副食費の支援を行っています。

引き続き、国や府の動向に注視して当事業を適切に実施していきます。副食費以外の利用に係る費用の助成については、本市での各種利用者負担の軽減措置の状況等を注視しながら、適切に検討していきます。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業概要

《事業内容》

- (1) 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
- (2) 特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助するための事業です。

②施策展開の方向性（確保方策）

本市では、就学前児童の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関する事業者と連携して事業を推進し、子育て支援サービスの充実を目指しています。

今後的情勢を踏まえ、多様な民間事業者の参画等について、事業のあり方を適切に検討することとします。

また、本市では、令和元年度より特別な支援が必要な子どもを受け入れている認定こども園に対し、助成を開始しています。

引き続き助成することで、一人一人の状態に応じた適切な就学前の教育・保育の機会の拡大を図ります。

4 就学前の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 就学前の教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上

幼児期における質の高い教育・保育の提供

これまで、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行以降、教育・保育の一体的な提供の推進に向けて、幼保連携型認定こども園の整備や小規模保育施設の整備を進め、保育の受け皿確保に努めてきました。また、企業主導型保育事業（※令和4年度以降は新規施設なし）が導入されたことから、認可外保育施設の数も伸びました。

本市では、巡回支援事業による施設の支援や認可・認可外保育施設の職員向けの研修等の実施を通じ、質の高い保育や子育て支援、保護者支援等に努めてきました。今後もより一層教育・保育の質の向上に向けて、取り組んでまいります。

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂されたことにより、就学前教育・保育施設においては、3歳児以上の幼児教育の共通化が図られ、

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（※幼児の自発的な活動としての遊びを通して育っていく姿であり、到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導するものでもない）が明確化されました。幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待されています。また、幼児期は、今後の生活や学びの基礎となる時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児期の教育の質の向上や小学校教育との接続強化に関しては、設置者や施設類型を問わず、公立と私立が（公・民が）一体となって進めていけるよう、努めてまいります。

さらに、増加する外国籍の子どもや特別な支援を必要とする子どもへの配慮も含め、保護者の様々な教育・保育のニーズを実現するために、子ども一人一人の成長や発達に即した丁寧な教育・保育の提供に努め、子どものすこやかな発達を保障することを目指します。

今後、本市の教育・保育の質の向上に向けて、巡回支援事業や研修、幼児教育アドバイザーの活用を行うとともに、さらなる学校園等の連携強化に努めていきます。

●就学前の教育・保育の質の向上と質の保障に向けた取組

主な事業	概要
巡回支援事業	巡回保育士による施設のフォロー等を通して、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整備します。
認可保育施設の職員向け研修	認定こども園・保育所・小規模保育施設において、保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修を実施します。
認可外保育施設の職員向け研修	認可外保育施設において、保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修を実施します。
市内就学前教育・保育施設対象の教職員合同研修	幼児一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援に向けて幼児理解を深め、幼児教育施設が一体となって保育・教育にかかる課題への適切な対応等、資質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
子育て支援員現任・フォローアップ研修	子育て支援員研修を修了し、各事業に従事している者等を対象に、実践を通じて生じた課題の解決を図る等、資質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

主な事業	概要
幼児教育 アドバイザーの 育成と活用	<p>認定取得者の育成システムを検討します。また、幼児教育の質の向上や幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の接続等の取組を推進するため、幼児教育アドバイザーの必要性・重要性を発信し、幼児教育アドバイザー認定の取得に向けて、研修への参加を促します。</p> <p>市内の就学前教育施設等の巡回や、教育内容や指導方法、環境の改善等について園内研修を通しての助言など、効果的な活用方法を検討します。</p>
学校園等の 連携強化	学びや生活の基盤をつくる就学前教育・保育と学校教育との滑らかな接続がさらに求められていることから、就学前教育・保育からの「学びと育ちの連続性」を意識した学校園間の取組の情報収集や情報発信のあり方を検討し、さらなる学校園等の連携強化を図ります。

●安全で快適な教育・保育環境の確保

主な事業	概要
教育・保育 施設の老朽化対策	老朽化による修繕が必要な施設等に対して、安全かつ快適な環境を提供するため、計画的に良質な教育・保育環境を整備します。

(2) 保育人材の確保

待機児童の解消や各種サービスの質の向上については、保育人材の確保が喫緊の課題となっており、人材の確保や育成に向けた取組が重要となります。保育士資格・幼稚園教諭免許等を有する市民や、保育事業等に就職を希望する方に対して積極的に就業支援し、保育人材の確保に努めます。また、資格や免許を持たない方に対しても、取得のための支援を通して、保育人材の育成を行います。

●人材確保に向けた取組

主な事業	概要
人材マッチング事業	潜在保育士や保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生等を対象に、市内認定こども園、保育所、小規模保育施設への就労につながるように、就職説明会を実施します。
東大阪市保育体制強化事業	民間保育所等に対し、清掃等保育の周辺業務を行う保育支援者を配置した費用の一部を補助することで、保育士の負担軽減を図ります。
東大阪市保育宿舎借り上げ支援事業	民間保育所等に対し、採用後一定年数以内の保育士のために宿舎借り上げ支援を行う際、その費用の一部を補助することで、保育士の確保を図ります。
東大阪市保育補助者雇上強化事業	民間保育所等に対し、保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げた費用の一部を補助することで、保育士の負担軽減を図ります。
東大阪市運営費補助事業	民間保育所等が市算定保育士等配置基準を超えて保育士等（最大2人分）を雇い上げた費用の一部を補助する「保育特別対策費補助」と、保育士等の処遇改善を行うために給与に上乗せして手当を支給した費用の一部を補助する「人件費加算手当補助」の2種類の補助を行うことで、保育人材の確保を図ります。

●新たな資格・免許の取得、保育人材の育成

主な事業	概要
保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業	保育士資格または幼稚園教諭免許の取得のため、指定保育士養成施設または大学において必要な教科目・単位を取得するための受講料について、対象施設の職員に対し補助を行います。
子育て支援員研修	保育の多様な扱い手確保を目的として、認定こども園、保育所（園）等で保育士に代わって働くことができる子育て支援員を養成するための研修を実施します。

5 その他に重点を置く施策について

(1) 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

子育て世帯への経済的支援の充実

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

また、各種利用施設に対して制度の説明を行い、理解を求めるとともに、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮しながら、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠期からの切れ目のない支援

●子育て世代への包括的な支援の充実

令和元年度に、子育て世代包括支援センター「はぐくーむ」(以下、「はぐくーむ」という。)を保健センター・福祉事務所に開設しました。

また、令和5年3月より、伴走型相談支援事業（みんなではぐくーむ）として、これまでも行ってきた妊娠期から子育て期にわたって、妊娠・出産・産後・育児それぞれの段階での不安や悩みへの対応や、保健師や子育てサポーターによる相談や各種支援事業等の情報提供、手続等の紹介等に合わせて、妊娠7か月ごろの妊婦へ「もうすぐママアンケート」の送付を行うなど、全ての妊婦が安心して出産・子育てができるよう寄り添いながら支援を行っています。

また、出産後の心身共に不安定な時期にある母子を対象として産後ケア事業を実施し、母親の心身のケアや育児サポートを行うことで、安心して子育てができるまちづくりを目指して取り組んでいます。

今後も、保健師等と子育てサポーターが連携し、より一体的な支援を行います。

●すべての子どもが健やかに育つ未来へ向けた「プレコンセプションケア」の推進

成育基本法に定める基本理念に則った「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえ、プレコンセプションケアを推進していきます。

不妊や予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠期・出産・産後の健康管理に係る支援を行うため、将来の妊娠を考えながら男女ともに自分たちの生活や健康に向き合えるよう促すプレコンセプションケアの推進により、早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることができ、将来の不妊のリスクを減らすとともに、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げます。妊婦健診事業や産後ケア事業とともに推進することで、すべての子どもが健やかに育つ環境づくりを目指します。

●医療の必要な子どもや発達課題のある子どもの子育て支援

疾患や障害により医療の必要な子どもや発達に課題のある子どもの子育てには、様々な機関の支援や専門的な知識や工夫が必要です。保健センターの保健師は家庭訪問等で保護者の思いに傾聴し、医療機関等の専門機関と連携しながら切れ目のない子育て支援を行います。

(3) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実

本市では子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所（園）の園庭開放等）の充実や子育て支援センターの開設、乳児家庭全戸訪問事業の実施、子育て相談の実施等を通じて地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。しかし、社会情勢の変化の中で、子育て家庭の孤立感・負担感は高まっています。中でも、未就園児の家庭等、在宅で子育てをしている場合には、少子化・核家族化等の影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が見受けられます。このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消を含めて、親の子育て力を支えるために、子育て家庭が子どもの成長を喜び、安心してその楽しさを実感できるような支援が必要です。そのため、親子が集まる場に子育てサポーターが出張して相談を受けるなど、支援する側の働きかけに力を入れ、家庭に寄り添う支援を充実させてきました。今後は、日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、状況に応じて、不足している社会資源の開発に注力していきます。

全ての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。そのような中、子どもの身体的・精神的な発達に深刻な影響を与える児童虐待は、さまざまな主体が連携し、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて取り組む必要があります。

また、配偶者からの暴力（DV）と児童虐待との関連性が高いことなどから、DVに関する相談支援の充実や連携した取組の推進を図ることが重要となります。

① 身近な場所での情報提供・相談機能の充実

子育て家庭に身近で必要な情報を適切に提供するために、市政だよりや市ウェブサイト、子育て情報のパンフレット等による情報の充実を図るとともに、数ある情報の中で子育て家庭が必要な情報を必要な時に見つけやすくなるよう子育て応援アプリの配信を行っています。より効率的、効果的な情報発信のあり方を今後も検討していきます。相談に関しては、本庁子どもすこやか部、福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園等で子育て等に関する相談を受けるなど、相談の場や機会の充実を図ります。

地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へつなげていく新たな機能として、利用者支援事業を実施してきました。今後は、保健師等と子育てサポーター、その他関係機関が連携し、切れ目のない一体的な支援を充実させていきます。

② アウトリーチ（訪問）型の支援の充実

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、地域で孤立しがちな家庭が公的な支援や地域での取組とつながり、必要な子育て支援を上手く活用できるように、職員への事前研修などを前提として家庭支援推進保育所事業、新生児家庭訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援家庭訪問事業、出前型の相談サービスを充実します。

(4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援について

①児童虐待防止対策の強化

●こども家庭センターの設置

本市に住むすべての子どもとその家庭の相談に対応し、必要な支援につなぐとともに、児童虐待の未然防止、発生した場合の早期発見・支援のための取組を進めていくため、子ども支援の専門性を持った組織として、「子ども家庭総合支援拠点」を令和2年4月に市役所本庁舎7階に設置しました。要保護児童対策地域協議会を中心に、子育て世代包括支援センター「はぐくーむ」や大阪府の児童相談所である「子ども家庭センター」、地域の関係機関等と有機的な地域ネットワークを構築し、地域全体で適切な支援を充実させます。

また令和4年の改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能・組織を一体化したこども家庭センターの設置に努めることとなりました。本市においても、全ての妊娠婦・子育て世帯・子どもの切れ目のない、包括的な相談支援を行っていくためにこども家庭センターの設置を目指します。

●要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化

要保護児童対策地域協議会において、大阪府、本市の関係課、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校、民生委員児童委員等の連携を強化し、個別ケース検討会議等で情報共有や役割分担をすることで、児童虐待等の未然防止、早期発見と適切な支援を図ります。

●乳幼児健診・家庭訪問等を通した児童虐待の早期発見と早期支援

虐待は表面化しにくいことから、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等を活用し、子どもの発育の確認だけにとどまらず、親子関係の確認や養育に関する相談を実施し、育児支援及び児童虐待の未然防止、早期発見につなげます。

こうした中で、養育環境や子どもとの関わりで、より丁寧な支援や見守りが必要と思われるケースについては、定期的に母子保健・児童虐待関係各所で情報共有・役割分担を行い、養育支援訪問事業の実施や家庭児童相談員につなげ、早期の支援を実施します。

●育児不安の緩和や育児負担の軽減を図るための子育て支援の充実

育児中の孤立防止、精神的・経済的な不安感や負担感の軽減・解消に向けて、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点等の各種事業の充実を推進し、安心して子育てができるよう支援するとともに、子どものすこやかな育ちを促進させます。

●ヤングケアラー支援への取組

本来大人が担うと想定されるような家事や幼いきょうだいの世話など年齢や成長度合いに見合わない重い責任を担っているヤングケアラーの負担を軽減し、周りの大人たちの理解を深め、社会全体で見守り、支援していく取組を進めています。

●新たな子ども家庭相談・支援体制の構築

ここまで記載された課題や取組の方向性を踏まえ、すべての子どもの権利を尊重・実現し、「子どもたちが安心して夢や希望をもって成長できるまち」「みんなで子どもたちを育むまち」「児童虐待のないまち」を実現するため、新たな子ども家庭相談・支援体制を構築することをめざし、その核となる子ども家庭の相談支援機関として先述したこども家庭センターの設置に加え、児童相談所の設置に取り組みます。

令和9年4月までを目標に、こども家庭センターとしての一体的組織の設置と求められる機能のスタートをめざし、その後、保健センター等に置く拠点が地域における最前線としての役割を担いながら、児童相談所の開設に合わせて、(仮称) こどもセンター・図書館複合施設にこども家庭センターの要となる部分を移転し、児童相談所との一体的運営を行うとともに、様々な関係機関、地域における資源とのネットワークを活かして新たな子ども家庭相談支援体制の構築を進めていきます。

児童相談所の設置に向けては、令和4年3月に児童相談所機能を加えた本市の児童福祉行政の方向性を定めた「新たな児童福祉行政の基本方針」を策定しました。本項目冒頭に掲げた3つの「まち」は同基本方針に定めた「めざすまちの姿」すなわち基本理念です。

児童相談所及びこども家庭センターは、この基本理念の実現に向けて、子どもと家庭を確実にサポートし、子どもと家庭に関わる様々な地域の活動や資源とのネットワークの要となって、子どもの権利を尊重・実現し、その成長と幸せを支える拠点としての役割を果たします。

あわせて、ひとりひとりへの相談支援からわかる課題を子育て支援などの施策にフィードバックする相談と施策の一体サイクルを実現し、本市の実情に即した連続的で切れ目のない支援体制の構築をめざします。

●児童相談所の設置

本市では、これまで、児童虐待の防止をはじめ、子育て支援策や教育・保育施設を通じた支援など、子どもと家庭に係る施策に取り組んできました。一方、本市の虐待相談対応件数は全国的な傾向と同様増加傾向にあり、相談対応の体制の強化とともに、未然に児童虐待を防ぐ取り組みの強化が求められています。

そこで、一般的な子育て相談から重度の児童虐待の相談まで、子ども・子育てに係るあらゆる業務を市民にとって最も身近な市で担い、本市の子どもの置かれている状況や課題を包括的に把握し、本市の実情に応じて虐待の予防に資する施策をはじめとした子どもに係る施策に反映させるため、児童相談所の設置をめざすこととし、開設に向けた取組を進めています。

また、児童相談所の施設については、児童相談所機能、こども家庭センター機能を核に、子育て支援機能など子どもと家庭のサポートに関わる幅広い機能を併せ持つ複合施設として整備します。

②障害児施策の充実

●障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・療育の推進

訪問事業や乳幼児健診の機会を通して、発育や日頃の様子等を確認し、支援が必要な子どもの早期発見に取り組みます。

また、早期療養が必要な子どもとその保護者には、発達段階に応じたサービスの利用につなげ、安心して子育てができるよう支援します。

発達に課題を抱える子どもへの早期療育、子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援を目的に、市として個別支援に配慮した療育教室を開催するなど、子どもの心身のすこやかな育成を図るために、多様化する利用者のニーズに合わせた支援を行います。

●医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築

本市において設置した「東大阪市医療的ケア児支援会議」では、実態の把握や情報の共有を行うとともに、小・中学校や認定こども園、幼稚園、保育所（園）等での医療的ケア児の支援のあり方や関係機関との連携づくりについて検討しています。

令和6年度より医療的ケア児やその家族が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置いたしました。

医療的ケア児及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、支援ニーズとサービスをコーディネートすることにより、地域において安心して生活できるように支援します。

また、日常的に医療的ケアを必要とする児童につきましては、身近にある地域の保育施設を利用できるよう、体制づくりを進めてまいります。

●乳幼児期からの教育・保育相談や就学相談の実施

言葉や社会性の発達、学習上の困難等を抱える子どもの発達に不安を感じている保護者に対し、専門の相談員等による相談や本人及び家族の継続的なカウンセリング、相談・支援を行います。

また、認定こども園、幼稚園、保育所（園）等において、集団での関わりを通して、子どもの発達・成長を促すとともに、各施設を巡回し、在籍する子どもの発達相談や職員の相談を行います。

●特定教育・保育施設への受け入れの推進

障害のある児童の自立と社会参加を進めるため、障害の有無に関わらず子どもがともに過ごす場を確保し、特別支援教育・保育の充実に取り組みます。

●障害児者支援センター「レピラ」による障害児支援の提供

平成29年に開設した市立障害児者支援センター「レピラ」では、障害児者のライフステージに応じて一貫したサービスの提供、支援を行う拠点として、通園・診療・相談などの事業を一体的に実施しています。障害児の地域社会への参加・インクルージョンに向けて、中核的な役割を果たすため、機能の充実に努めます。また発達障害の療育拠点としての機能の強化や、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズなど、地域全体の支援の質の向上を図ります。

③ひとり親等自立支援の充実

●就業の支援

ひとり親等の家庭が自立し、安定した生活を営むことができるよう、家庭や個人の状況に応じた就業相談や職業能力向上のセミナー、就業訓練の実施、学び直しの支援等、総合的な就業支援体制の整備を図ります。

●子育てや生活面の支援

子どもが安心できる居場所づくりと、ひとり親の悩みごと等を気軽に相談できる場の充実を図り、心身ともにすこやかに成長できる支援を推進します。

●養育費の確保及び面会交流に関する取組等の促進

子どもがすこやかに成長するために必要な養育費が確保されるよう、その取り決めや履行の確保に向けた相談支援を実施します。

●経済的な支援

ひとり親家庭等に対する経済的支援策として、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の助成、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等、経済的な支援を行います。

●総合的な相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭の親子が安定した生活を営み、将来設計ができるよう、母子・父子自立支援員が中心となって、一人一人の気持ちや状況に配慮した相談支援を実施するとともに、担当課や母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体等の関係団体・機関が連携・協力し、各種支援に取り組みます。

また、様々な媒体を通して情報提供をすることで、支援策の周知を推進します。

④子どもの健全育成

●教育の支援

経済的な事情等により、子どもが就学や進学を諦めることなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるよう、就学助成制度や就学金制度、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の周知を図り、支援が必要な家庭に対して活用を促します。

●生活の支援

子どもが社会的に孤立することがないよう、地域のボランティア、事業所等と協力し、「食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業（子ども食堂）」や「学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業（学習支援事業）」等を通じて、地域の子どもの居場所づくりを行います。そして、子どもの発想や想いが大切にされ、すべての子どもにとって居心地の良い居場所となるよう、居場所づくりのあり方についての検討を進めます。

様々な生活上の困難を抱える家庭に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等を活用し、生活の基盤づくりを支援し、自立した生活を営むことができるよう支援します。また、安心して相談できる環境づくりに努め、関係機関で連携し、相談支援の充実を図ります。

●保護者に対する就労の支援

主にひとり親家庭や生活困窮世帯の保護者が、より良い所得水準で就労することができるよう、就労の際に有利になる資格取得等の支援やキャリアカウンセリング、企業・人材交流等の就労支援を実施します。

●経済的支援

子どもの学び、生活を安定させるための下支えとして、各種手当や医療費の助成等を通して経済的支援を図り、家庭の状況に応じて子どもの未来が左右されることのないよう支援します。

(5) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、東大阪市男女共同参画推進計画に基づき、必要な雇用環境の整備等について、周知・啓発を行います。

①ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

●仕事と子育ての両立支援

育児・介護休業制度を周知・啓発することで、育児休業や介護休業を取りやすい環境をつくり、仕事と子育ての両立支援を促します。

②男性の育児への参加促進

●男性向けの家事・育児等に関する学びの場の提供

男性に対して、家事・育児等へ参画することの重要性を啓発するとともに、それに関する講座やセミナーを開催し、男性の育児等への参加を促進します。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたり、就学前児童の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、支援施策の円滑な実行を含め、庁内組織の横断的かつ密接な連携を図ります。

(2) 関係機関との連携

就学前児童の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けての喫緊の課題として、人材の確保と就学前の教育・保育の質の向上のための取組が必要です。

そのためには、行政だけではなく、特定教育・保育施設の実施主体等とも連携し、協働しながら取組を進めていきます。また、本計画の推進にあたって、地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、小規模保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施主体等の相互連携が不可欠であり、良好な関係性が構築できるよう支援に努めます。

2 計画の進捗状況の点検・評価

本計画は法定計画として、計画の進捗状況を毎年度点検・評価する必要があります。計画の進捗状況を把握し、進行管理を計画的に行っていきます。

東大阪市子ども・子育て会議では、各年度における本計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、結果に基づいた事業の見直しや取組内容の改善等を図ります。

東大阪市子ども・子育て会議、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会及び東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームにおいて、各事業における毎年の実施状況の情報を取りまとめ、その上で、計画の進捗・達成状況についての点検・評価を実施するとともに、以降の計画推進における課題の抽出、重点的に取り組むべき事項の検討等を行います。

計画の進捗状況の公表内容や各事業実施状況の点検結果は、市ウェブサイト等へ掲載するとともに、市民にわかりやすい形を検討し、情報公開を行います。

3 計画の周知

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を公表するとともに、市役所や認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校等、各種健診等の機会を通じたPRを行います。

また、市政だよりや市ウェブサイト、子育てアプリ、ケーブルテレビ等による情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員や自治会、地域教育協議会、校区福祉委員会、ボランティア、子育てサークル、子ども会等の地域活動等と連携したきめ細かなPR活動に努めます。

資料編

1 在宅子育て家庭の座談会の概要

(1) 調査目的

本計画を策定するにあたり、在宅子育て支援の充実に向けて、在宅で子育てをしている家庭に対して必要な支援について、アンケートでは聞けない住民の生の声を聞くために、座談会を実施しました。

(2) 開催日と開催場所

令和6年5月23日に石切子育て支援センター令和6年5月30日に布施子育て支援センターで実施し、合計11名の方からさまざまな意見をいただきました。

開催日	令和6年5月23日（木）	令和6年5月30日（木）
開催時間	10:00～11:30	10:00～11:30
開催場所	石切子育て支援センター	布施子育て支援センター
参加者数	7名	4名
参加者数合計	11名	

(3) 質問項目

- ①子育ての大変さに対して具体的にどういう支援や環境があつたらいいと思うか
- ②自分で子どもを見られないときの対応
- ③普段利用している施設や相談先
- ④もう一人子どもを生むために必要な条件
- ⑤普段の情報収集方法
- ⑥0歳から2歳の無償化による影響について
- ⑦その他

(4) 結果概要

項目	内容
①子育ての大変さに対して具体的にどういう支援や環境があつたらいいと思うか	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども連れて買い物が大変。買い物のサポートがあればうれしい ●保護者同士（先輩ママや同じ月齢のママ）との交流の場が欲しい ●子どもを預かってもらって話せるとうれしい ●一時預かりについて <ul style="list-style-type: none"> ・予約がとれない。急遽の預かりに対応してほしい ・リフレッシュ型の4時間は短い。6~8時間あれば、その日にいろんな用事を詰め込めて効率的 ・一時預かりに給食がでてほしい ・一時預かりの予約システムが使いにくい。アプリとかウェブで予約しやすくなればいい ・年齢が低いと利用料が高い ・身近な場所に一時預かりがほしい ・8時から利用できるようにしてほしい ・気軽に預けることができる一時預かりセンターのようなものがあればいい ・兄弟がいる場合、小学生も一緒に預かってほしい ●ファミリーサポートについて <ul style="list-style-type: none"> ・どんな方が来ていただけるのかが不安 ・お金を個人間で手渡しなので、直接現金を介さないような方法があればいいと思う ・面談の段階で家に来てもらわないといけないことに抵抗がある ・もう少し金額は高くてもいいので、プロの人によるサポートの制度があつたらいいと思う ●健診 <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の時期の把握が難しい。 ・午後からだと、兄弟の幼稚園のお迎えが難しい ・服を脱ぐのを嫌がるので、パーテーションがあればうれしい ・間隔について、4か月健診の後、任意でもいいので2か月に1回くらいの健診があってほしい。相談ができるタイミングがほしい ●1日2時間程度、定期的な預かり又は家に保育者が来てほしい ●自分の体調不良のときなど、家事サポートがあればうれしい ●産後ケア事業はありがたいが、東大阪市は4か月までしか使えない。産後ケア（デイサービス）が6か月まで使えたり、時間が短くてもいいのでも長期間使えたらいい

②自分で子どもをみられないときの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●夫に半日休んでもらう ●祖父母の通院の付き添い等事前にわかっているときは一時預かり ●祖父母を呼ぶ（遠方で呼べない人もいる） ●義理の実家には預けにくい ●祖父母なども仕事をしていたり、普段から見てもらっているわけではなかったり、簡単には預けづらい ●子どもが入院や病気の時、子どもが複数いると一人の子どもの付き添いが必要な場合、家庭で保育ができなくなる ●親が体調不良の時 <ul style="list-style-type: none"> ・自分の体調不良時に一時預かりの予約をしたり、連れていったりすることができない ・体調不良の時、祖父母に感染させてはいけないので頼れない
③普段利用している施設や相談先	<p>＜利用施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援センター（そらっこ、ゆめっこ、あさひっこ） ●つどいの広場 ●保育園等の園庭開放 ●商業施設の中にある屋内遊具施設 ●久宝寺緑地 ●花園中央公園について <ul style="list-style-type: none"> ・ドリーム 21 には幼児スペースはあるが、スペースから出て行ってしまう、違うフロアに乳幼児だけの部屋を設けてほしい、乳幼児タイムを設けてほしい（特に混雑する土日など） ・遊具は大きな子が多く、怖くて遊ばせられない ・乳幼児の遊び場があればいい ●子どもの遊び場について <ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市には子ども連れ・子どもが遊べる施設が少ない。小さな子どもが安心して遊べる公園・遊具がほしい。小学生くらいの子と別のスペースや時間帯があればいい ・柵で囲われてないので飛び出しがこわい。 ・猫が入るので砂場の衛生面が心配 ・小学生以上が遊べる場所、ボール遊びができるところがほしい ・学校の校庭で放課後遊べたらいい ・兄弟（小学生と就学前児童）が一緒に遊べる場所がほしい <p>＜相談＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族（親兄弟、夫） ●友人 ●ラインのオープンチャット ●同月齢のママ友 ●子育てサークル ●子育て支援センター

④もう一人子どもを生むために必要な条件	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等 <ul style="list-style-type: none"> ・必要と感じた時期にすんなり保育所に預けられるなら考えられる ・保育所に預けることがこんなに大変と思わなかった、この春入所できず仕事を辞めざるをえなかつた ・保育園を増やしてほしい ●経済的余裕 <ul style="list-style-type: none"> ●産前から集まつたり、気軽に育児の話がしたりできる場所 ●一息ついて自分の時間がとれるように少しの時間でいいから預かってほしい ●食費の支援を増やす。申込制ではなく、定期的な支給があればいい ●病児保育施設を増やす
⑤普段の情報収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ●支援センター、ママ友、SNS、口コミなど目的に応じて使い分け ●市のHP や支援センターのチラシ ●SNS などで大阪市内、郊外の子どもの遊び場の情報を得る ●園庭開放のチラシ。園庭開放だと飛び出す心配などがなく安心。 ●インスタグラムで調べる（画像・動画をみられる） ●支援センターの利用も初めは勇気がいった。インスタなどで、画像や動画など、利用している様子が見られたらいい ●出産後コロナ禍で、子育て世帯が集まれる場所がなかった。民間の子育て世帯向けの集まれる施設にも行ったが高い。公民関係なく集まれる場所などについての情報が手に入るようにしてほしい ●市政だよりが届かない。すぐすぐトライの更新も少ない。もっとウェブやSNSで情報発信してほしい ●情報格差がなくなるように、子育ての制度や施設などをもっと広報してほしい ●幼稚園の情報がほしい
⑥0歳から2歳の無償化による影響について	<ul style="list-style-type: none"> ●無償化でなくていいから、入所できるようにしてほしい ●待機児童が増えそう ●施設・人員が確保されているなら預けたい ●制度は不公平にならないようにしてほしい ●親のためというよりは子どものための制度となつたらいい ●無償化になっても保育園の要件に当たらないので何も変わらない
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ●東大阪市は車が混んでいて移動が大変、トラックが多い、道が狭い ●駐車場のない施設、園も多い ●相乗りタクシー(mobi)が家の近くや支援センター近くに停まってほしい。もっと広範囲で利用できるようにしてほしい。 ●自治体によって制度が異なるのはおかしい。どこに住んでいても同じ制度が利用できるべきだと思う。 ●ベビーカーや車いすなどバリアフリーに対応した施設がもっと欲しい。バスに乗るのも難しい

2 留守家庭児童育成クラブへのヒアリングの概要

(1) 調査概要

子どもの意見を聴く取り組みとして、留守家庭児童育成クラブに通われている子どもを対象に、ヒアリング・アンケートを実施しました。ヒアリングでは、留守家庭児童育成クラブに職員が訪問し、実際に通っている子どもから生の声を聴きました。アンケートでは、ヒアリングの実施後、一定の期間、留守家庭児童育成クラブ内に意見箱を設置し、当日参加できなかった子どもからも意見を募集しました。

(2) ヒアリングの開催日・開催場所・参加人数

実施日	令和6年8月13日（火）	令和6年8月15日（木）	令和6年8月16日（金）
実施場所	枚岡東留守家庭 児童育成クラブ	弥栄留守家庭 児童育成クラブ	弥刀留守家庭 児童育成クラブ
参加児童数	6名	12名	14名

(3) 結果概要

留守家庭児童育成クラブの楽しいところ・ 楽しくないところ	<p>＜楽しいところ＞</p> <p>遊び（ボール遊び、将棋、プレスレット作り、おもちゃ、オセロ、ぬりえ、ブロック、折り紙、外遊び、本、水遊び）</p> <p>誕生日会</p> <p>友だちがいる、みんなと遊べる</p> <p>DVD が見える</p> <p>おやつを食べれる</p> <p>カーニバルが夏の間に2回ある</p> <p>学年ごちゃまぜでのチーム遊び</p> <p>勉強</p> <p>＜楽しくないところ＞</p> <p>怒られる</p> <p>女子に優しい（男子よりの意見）</p> <p>うるさい</p> <p>帰りが遅くなる</p> <p>いじわるされる</p> <p>ママと一緒にいたい</p> <p>遊び道具が少ない・使える曜日が限られる</p> <p>宿題1時間</p>
---------------------------------	--

留守家庭児童育成クラブをもっとこうしてほしい点	男子も図工したい 優しくしてほしい 宿題は家でしたい 宿題はクラブでしたい おやつの種類が限られる アレルギーで食べられないおやつがある 休憩・お昼寝の時間がほしい 先生によって言うことが違う 遊びの時間がもう少しほしい ゲームがしたい 宿題タイムを30分にしてほしい 掫除の時間もほしい みんなで遠足に行きたい 新しい本がほしい 水遊びの時間を長くしてほしい
留守家庭児童育成クラブに来ていないときはどこで何をしていますか	家でゆっくりしている 家でタブレットを使って宿題 習い事(英語、ピアノ、水泳、塾、公文、野球) 家でゴロゴロ、寝ている 祖父母の家で過ごす 家でゲームをしている おばあちゃんの家でいとこと遊ぶ 公園で友達と遊ぶ

3 本計画の策定の経緯

令和2年度

令和2年	8月13日（木）	第37回東大阪市子ども・子育て会議（書面開催）	(1) 令和2年度の入園・入所状況について (2) 子ども・子育て支援事業計画の進捗について
令和3年	3月5日（金）	第38回東大阪市子ども・子育て会議（書面開催）	(1) 令和3年度 認可施設について (2) 各施設の利用定員について

令和3年度

令和3年	7月14日（木）	第39回東大阪市子ども・子育て会議	(1) 令和3年度の入園・入所状況について (2) 子ども・子育て支援事業計画の進捗について (3) 保育施設入所選考基準について
	11月17日（水）	第40回東大阪市子ども・子育て会議（書面開催）	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の基準について
令和4年	3月9日（水）	第41回東大阪市子ども・子育て会議（書面開催）	(1) 令和4年度 認可施設について (2) 各施設の利用定員について (3) 留守家庭児童育成クラブにおける新型コロナウィルス感染症対策について

令和4年度

令和4年	7月22日（木）	第42回東大阪市子ども・子育て会議	(1) 令和4年度の入園・入所状況について (2) 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の報告について (3) 子ども・子育て支援事業計画の進捗について
令和5年	2月22日（水）	第43回東大阪市子ども・子育て会議	(1) 令和4年度 認可施設について (2) 各施設の利用定員について

令和5年度

令和5年	8月2日（水）	第44回東大阪市子ども・子育て会議	(1) 令和5年度の入園・入所状況について (2) 子ども・子育て支援事業計画の進捗について (3) 子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定について
	11月22日（水）	第45回東大阪市子ども・子育て会議	第三期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査項目の検討について
令和6年	2月19日（月）	第46回東大阪市子ども・子育て会議	(1) 令和6年度 認可施設について (2) 各施設の利用定員について

令和6年度

令和6年	8月5日（月）	第47回東大阪市子ども・子育て会議	(1) 令和6年度の入園・入所状況について (2) 子ども・子育て支援事業計画の進捗について (3) 在宅子育て家庭の座談会の報告 (4) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケートの結果について (5) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるスケジュールについて
	10月31日（木）	第48回東大阪市子ども・子育て会議	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画における素案の概要について (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画における、就学前の教育・保育の需要量と供給体制について (3) 第3期子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業について
	11月27日（水）	第49回東大阪市子ども・子育て会議	第3期子ども・子育て支援事業計画における素案について
令和7年	2月25日（火）	第50回東大阪市子ども・子育て会議	1. 第3期子ども・子育て支援事業計画案について 2. 第3期子ども・子育て支援事業計画代用計画（こども誰でも通園制度）について 3. 各施設の利用定員について

4 東大阪市子ども・子育て会議条例

○東大阪市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 5 日東大阪市条例第 20 号

改正

平成 26 年 6 月 30 日条例第 29 号

令和 3 年 10 月 8 日条例第 28 号

令和 5 年 3 月 31 日条例第 25 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務並びに法第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設及び同条第 5 項に規定する地域型保育を行う事業者の選定に当たっての審査に関する事務を処理するため、東大阪市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学校教育に関する団体の代表者
- (3) 労働者の団体の代表者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業の関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 会長は、特に緊急を要するため子ども・子育て会議を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員及び臨時委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより子ども・子育て会議の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「意見を提出した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集等)

2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の子ども・子育て会議の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における子ども・子育て会議の運営は、市長が行う。

(東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年東大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成26年6月30日条例第29号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年東大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（令和3年10月8日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第25号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5 東大阪市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度 五十音順、敬称略）

■東大阪市子ども・子育て会議委員名簿

所属	氏名	備考
東大阪労働団体連絡協議会 委員	阿部 圭	
公立保育所長 代表	荒木 與理子	
大阪大谷大学教育学部教育学科 特任教授	井上 寿美	
東大阪市PTA協議会 会長補佐	岩崎 勝代	
神戸女子大学文学部教育学科 教授	大西 雅裕	
幼稚園保護者	奥野 大輔	
東大阪労働組合総連合 専門委員	川南 良子	
東大阪市立小学校校長会 会計監査	坂口 眞子	
東大阪市立幼稚園・こども園長会 代表	下岡 知子	
大阪公立大学 名誉教授	関川 芳孝	会長
小学校保護者	中泉 あゆみ	
大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科 教授	中川 千恵美	副会長
東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会 会長	中西 良介	
認可外保育施設の代表者	中村 成伸	
東大阪市私立保育会 会長	西岡 剛司	
東大阪市私立幼稚園協会 会長	森内 康介	
東大阪大学 学長	吉岡 真知子	
東大阪市留守家庭児童育成クラブ連絡会	吉神 春美	

■東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会委員名簿

所属	氏名	備考
荒本子育て支援センター所長	荒木 與理子	子ども・子育て会議委員
大阪大谷大学教育学部教育学科 特任教授	井上 寿美	部会長、子ども・子育て会議委員
大蓮こども園長	鹿間 奈緒美	臨時委員
東大阪市立幼稚園・こども園長会 代表	下岡 知子	子ども・子育て会議委員
友井保育所長	楳崎 かおる	臨時委員
東大阪市私立保育会 会長	西岡 剛司	子ども・子育て会議委員
石切幼稚園長	林 香里	臨時委員
岩田こども園長	三宅 清香	臨時委員
東大阪市私立幼稚園協会 会長	森内 庸介	子ども・子育て会議委員
東大阪大学 学長	吉岡 真知子	子ども・子育て会議委員

■東大阪市子ども・子育て会議特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会委員名簿

所属	氏名	備考
京都市にこにこ教室 育児支援担当	阿部 康子	臨時委員
東大阪市障害児者支援センター 医長	相原 加苗	臨時委員
神戸女子大学文学部教育学科 教授	大西 雅裕	部会長、子ども・子育て会議委員
東大阪市障害児者支援センター 医師	関 真理子	臨時委員
特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 相談員	千葉 郁子	臨時委員